

平成29年9月

篠栗町議会第3回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：9月5日(火)～15日(金) 11日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	9	5	火	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案等の委員会付託 ・採決
第2日	9	6	水	考 案 日		
第3日	9	7	木	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	9	8	金	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	9	9	土	休 会		閉 庁
第6日	9	10	日	休 会		閉 庁
第7日	9	11	月	決算特別委員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	9	12	火		午前10時	・付託案件審査
第9日	9	13	水	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第10日	9	14	木	予 備 日		
第11日	9	15	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成29年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成29年9月5日(火) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 10番 , 11番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案等の委員会付託について
- 第5, 議案第47号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
48	町道の路線一部廃止について	総務建設 常任委員会
49	平成28年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
50	平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	決算 特別委員会
51	平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について	決算 特別委員会
52	平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	決算 特別委員会
53	平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計欠損金の処理 及び決算の認定について	決算 特別委員会
54	平成28年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定 について	決算 特別委員会
55	平成29年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
56	平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に ついて	予算 特別委員会
57	平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) につ いて	予算 特別委員会
58	平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補 正予算(第2号)について	予算 特別委員会

平成29年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成29年9月7日(木) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	3番	栗須 信治	議員
2.	8番	大楠 英志	議員
3.	10番	松田 國守	議員
4.	12番	荒牧 泰範	議員
5.	4番	山田 眞士	議員
6.	5番	村瀬 敬太郎	議員
7.	7番	横山 久義	議員
8.	2番	田辺 弘之	議員

平成29年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成29年9月15日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第48号 町道の路線一部廃止について
- 第2, 議案第49号 平成28年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第3, 議案第50号 平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第4, 議案第51号 平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第5, 議案第52号 平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6, 議案第53号 平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について
- 第7, 議案第54号 平成28年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第8, 議案第55号 平成29年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について
- 第9, 議案第56号 平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第10, 議案第57号 平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第11, 議案第58号 平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第12, 選挙案第1号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について
- 第13, 意見書案第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書について
- 第14, 意見書案第2号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書について
- 第15, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成29年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月5日(開会)

平成29年 第3回 定例会 会議録

日時 平成29年9月5日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	久 芳 良 行
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前 10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、平成29年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において10番松田 國守 議員、11番 阿高 紀幸 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は、本日から9月15日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第47号から議案第58号までの計12議案と選挙案1件でございます。

それでは、議案第47号から議案58号までを一括議題とします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様おはようございます。

本日は、平成29年第3回の定例会を招集いたしましたところ、公私共ご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

8月までの連日の猛暑日が嘘のように、9月に入りますと一変して、朝夕はしのぎやすくなりました。季節はもう秋でございます。

まず、7月5日、6日の平成29年九州北部豪雨災害により、朝倉市、東峰村、日田市におきまして36名の尊い人命が失われました。お亡くなりになりました皆様方に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に対し心からお見舞いを申し上げます。隣接の添田町を含め一日も早い復旧・復興を願っております。

災害発生当初から、福岡県の指示のもとに、各市・町が交代で被災地への人的支援を行い、篠栗町からは延べ10人を派遣して復旧支援にあたらせたところでござ

います。

また、糟屋郡町長会では、被災地への義援金として、東峰村に700万円、朝倉市に350万円、添田町150万円の計1,200万円を送ることを決定し、7町の応分の負担額を郡町村会に送付いたしました。本日午後、糟屋郡町長会長であります中嶋 須恵町長と私で持参することとしております。今後とも、福岡県町村会の仲間であり、東峰村の早期復興に向けた継続的な支援を行ってまいります。

議案の説明に入ります前に、6月議会以降の諸情勢報告をいたします。

7月10日、11日の市町村長特別セミナー、8月23日、24日の福岡県町村会中央研修会と首長向けの研修を受けてまいりました。その中で、今こそ長期的視野に立った市町村経営を考えるべきであるとの講演を、複数聴く機会がございました。

最近特に、団塊世代が後期高齢者へと移行する2025年問題や、高齢者人口がピークとなる2045年問題といった、将来の人口構成の大きな変化を先取りした、今こそ20世紀型成功体験から早期に脱却して、方向性の転換が求められているとの主張が多くなってまいりました。少子化・超高齢化社会を生き抜く新たなスタイルの自治体経営に向かうべきとの意見でございます。

その中で、山崎 亮 氏の『縮充する日本』という講義は大変参考になりました。これからの人口減少社会を希望あるものにするためには、高度成長時代からの右肩上がりの経済成長とともに過剰サービス化した行政サービスを見直し、住民が「参加」することによって作り出す新しい地域コミュニティこそが求められている。まさに、縮んでいく経済や人口の中で、充実した社会を実現するためのコミュニティデザインこそ、今後求められるべきであるとの主張でございました。今少し、自分なりに勉強し、議会の皆様にも篠栗町の将来に向けたコミュニティデザインの素案を提案し、ともに研究することができればいいなと考えております。その際には、どうぞよろしく願いいたします。

一昨日は、北朝鮮による水爆実験が行われ、アメリカを含む周辺諸国においては、にわかに緊張度が増してまいりました。安倍総理大臣は、各国首脳との電話会談で、各国が協力して北朝鮮に対する更なる経済的措置をとる意向を伝えているとのことでしたが、よもや核弾頭つきの大陸間弾道弾が北朝鮮から発射されることなどないよう、我が国をはじめ各国の冷静な対応を祈るばかりでございます。

去る8月30日に監査委員による定期監査報告を受けました。その中で、「篠栗町の投資的経費における普通建設事業費7億6,000万円余のうち、補助事業費

が9,400万円余、率にして12%余りと糟屋地区の他の市、町と比べ、額・率ともに極端に少ない。町が実施しようとする事業の趣旨に合った国・県の補助事業などがないかを調査し、積極的に取り入れるようにされたい」との意見をいただきました。

平成28年度に行った町内建設事業におきましては、なかなか該当するものがなかったものと考えますが、各課におきましても、今後はこれまで以上に詳細に国・県の補助概要を調べ、有効に使う事業を進めてまいりたいと考えます。

また、まとめの中で、代表監査委員からは3つのご意見をいただきました。

①法的根拠の確認をするよう癖をつけること。

(関係する法律をよく読み込むこと)

②組織として意思決定を行うこと。

(個人任せにしないということ)

③部分最適を排除するよう努力すること。

(町全体の最適を考慮するように)

という、総括的なご意見でございました。

さっそく、全職員にこの3項目を徹底したところでございます。

平成28年度決算を私なりに総括いたしますと、これまで同様、職員に対しては、事業の優先順位を間違わないように、かつ予算の効率的な執行を心がけるよう指導してまいりましたが、二つの指標、財政力指数は0.54(平成28年度 地区内最下位)、経常収支比率は97.5%(平成28年度では地区内7位)と下位で推移しております。現状の歳入のもとで、これまでどおり住民福祉の充実を重視した歳出バランスでは精一杯と言わざるを得ません。

これを打開するための具体策として取り組んでおります、「篠栗町東側自由通路新設工事」「篠栗北地区産業団地整備事業」の早期完成等による「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現で、必ずや両数値とも改善していくものと信じております。併せて、長期的には住民の皆様の理解のもと、21世紀型の自治体運営に方向転換していかなければならないと考えております。

今後とも議会の皆様におかれましては、ご指導、ご意見賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提案しております、議案第47号から議案第58号までの12議案について説明をいたします。

議案第47号は、「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であり

ます。

本議案は、篠栗町固定資産評価審査委員会委員の 萩尾 勝男 氏が、本年9月30日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第48号は、「町道の路線一部廃止について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地に隣接する当該路線（和田地区47号線）の一部を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本路線の当該区間は、篠栗北地区産業団地の開発により、国道201号線に新たに隣接する路線により分断されること、及び開発区域の隣接道路として取り扱うため、沿道の管理用道路としての機能を残し、路線を廃止するものであります。

議案第49号から議案第52号までの4議案は、「平成28年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について」、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第49号は、「平成28年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第50号は、「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第51号は、「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第52号は、「平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

以上4議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案でございます。

議案第53号は、「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計未処理欠損金を97万6,627円とし、同額を繰越すもの、及び平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第54号は、「平成28年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金1億7,661万5,639円を繰越利益剰余金とし、剰余金処分量1,995万1,659円を自己資本金へ組み入れるもの、及び平成28年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第55号は、「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、平成29年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,122万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億8,795万7,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、平成28年度に確定いたしました繰越金5,051万4,000円を増額するほか、主なものといたしまして、地方特例交付金を786万4,000円、国庫支出金を689万3,000円、県支出金を223万1,000円、繰入金を1,465万6,000円増額するものであります。

また、自然災害防止事業債を4,800万円、緊急防災・減災事業債を500万円、防災基盤整備事業債を1,360万円増額し、普通交付税を2,753万6,000円減額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、情報システム管理費といたしまして、厚生労働省関連システム改修業務委託料に203万1,000円、マイナンバー旧姓併記対応等のシステム改修業務委託料に854万円を追加するものであります。

民生費におきましては、社会福祉総務費といたしまして、葬祭場の電気設備改修工事に153万4,000円を追加し、障害者医療費、障害者自立支援給付等の国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還金に703万2,000円を追加するものであります。

農林水産業費におきましては、農村環境整備事業費といたしまして、極楽池維持工事に980万円を追加するものであります。

土木費におきましては、道路橋梁費といたしまして、乙犬尾仲の分筆・所有権登記委託料104万円、河川費といたしまして、津波黒地区水路改修工事費4,800万円、公園管理費といたしまして、津波黒健康広場周辺排水整備工事費1,100万円を追加するものであります。

教育費におきましては、総合センター管理費といたしまして、クリエイト篠栗の

空調設備改修工事費等に1,512万6,000円を追加するものであります。

また、諸支出金におきましては、篠栗北地区産業団地整備事業特別会計繰出金1,465万6,000円を追加するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、森林保全再生整備事業に伴う本町の負担金につきまして、期間を平成29年度から平成31年度までとし、限度額215万円の債務負担行為を行うものであります。

最後に地方債につきましては、借入限度額を追加するもので、自然災害防止事業債を4,800万円、緊急防災・減災事業債を500万円、防災基金整備事業債を1,360万円追加するものであります。

議案第56号は、「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」であります。

本議案は、平成29年度の篠栗町国民健康保険特別会計予算を、歳入では、負担金及び交付金の額の確定、歳出では、保険者が納付する本年度の拠出金等の額の確定及び前年度の国庫金等の精算に伴う償還金の補正等により、歳入歳出それぞれ5,416万6,000円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ39億6,652万3,000円とするものであります。

議案第57号は、「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算を平成28年度の保険料・滞納繰越額の確定に伴う保険料負担金等の補正により、歳入歳出それぞれ916万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,699万4,000円とするものであります。

議案第58号は、「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算を県道側調整地からの雨水排水路となる津波黒地区水路保護のための設計業務委託料費用として、詳細設計における地質調査業務費用を補正するもので、歳入歳出それぞれ総額1,465万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億8,764万8,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案等の委員会付託について」を議題といたします。

議案第47号から議案第58号までの12議案と選挙案1件を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案のうち、議案第47号は、人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第48号につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第49号から議案第54号までの決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第55号から議案第58号までの補正予算については、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正・副委員長については、申し合わせにより、委員長は、5番 村瀬 敬太郎 議員、副委員長は、6番 今長谷 武和 議員です。

また、予算特別委員会の正・副委員長については、委員長は、6番 今長谷 武和 議員、副委員長は、5番 村瀬 敬太郎 議員です。

次に、選挙案第1号の「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙につい

て」は、本日、本会議終了後の議会全員協議会の協議で行います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

最後に、報告2件については、12日の決算審査終了後に、全員で報告を受けた
と思います。

日程第5、議案第47号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」
を議題といたします。

議案の説明を、大塚総務課長に求めます。

○総務課長（大塚 哲雄） それでは、説明をいたします。

議案第47号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和
25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所；篠栗町大字萩尾740番地

氏名；萩尾 勝男

生年月日；昭和25年11月30日

平成29年9月5日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

現委員の萩尾 勝男氏が、平成29年9月30日をもって任期が満了となるた
めでございます。

履歴・経歴につきましては、次ページに掲載をいたしておりますのでご参照くだ
さい。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの総務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前10時26分

平成29年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月7日(一般質問)

平成29年 第3回 定例会 会議録

日時 平成29年9月7日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	久 芳 良 行
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております『一般質問通告書一覧』1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、8名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内とします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も、言葉遣いには気をつけるように求めます。発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、栗須 信治 議員。

通告数は1問です。

○議員（栗須 信治） おはようございます。

質問順番1番、議席番号3番、栗須 信治 です。

「減災に向けた水害対策について」お尋ねします。

まず、冒頭に7月5日から6日にかけて発生した九州北部豪雨で亡くなられた方、被害に遭われた方には、ご冥福を祈りますとともにお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願っております。

さて、近年、全国各地で洪水等の豪雨災害が頻発・激甚化しています。

平成27年9月の関東東北豪雨では、茨城県常総市で鬼怒川の堤防が決壊、家屋などが浸水し、逃げ遅れ孤立した住民4,300人が救助されました。

翌年28年には、台風による相次ぐ大雨で、北海道や東北地方で中小河川が溢れ、岩手県では小本川が氾濫し、グループホームで入所者9人が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が出ました。

7月に発生した九州北部豪雨では、河川が氾濫し、福岡・大分両県に甚大な被害をもたらしました。亡くなられた36人のうち、約8割にあたる28の方が、河川から100メートル以内に自宅や滞在先があったそうです。

本町では、昭和16年に和田橋下流の堤防決壊、28年の田中堤防決壊、48年災害と多々良川が決壊・越流した経緯があります。

篠栗町地域防災計画では、町内西部の多々良川両岸は、水防危険地域に指定されています。

そこで、次の3点について尋ねます。

1点目について、都市整備課長に尋ねます。

災害の要因となる土砂・雑木を取り除くことにより、流化能力を高める浚渫の要望が平成22年に住民から提出してありますが、その経過を尋ねます。

○議長（阿部 寛治） 都市整備課長。

全部一問で言ってしまうんじゃない。

2番、3番と続けて言っとって、課長と代わりましょう。

○議員（栗須 信治） では、続きまして2点目、減災には地域における自助・共助による防災力の強化が大切です。リスクが高まったとき、人の命をどうやって守るかが災害時には一番大事です。事前に要援護者や避難経路、避難場所を確認するルール作りと訓練が重要であります。命を守る避難訓練を推進していくべきではないかと思いますが、いかがですか。

3点目、災害時の避難発令には、避難準備、避難勧告、避難指示と、3段階ありますが、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合の避難勧告発令は、どのようなタイミングで決定されるのか。

以上3点についてお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） じゃ、1問目からどうぞ。

都市整備課長。

○都市整備課長（久芳 良行） おはようございます。

栗須議員からの三つのご質問のうち、1番目の「災害の要因となる土砂・雑木を取り除くことにより流化能力を高める浚渫の要望が住民から提出されているが、その経過を尋ねる」との質問にお答えいたします。

多々良川は、2級河川でありますので、改修事業につきましては基本的に県営事業となります。

多々良川流域は、本町を含めた1市6町の広範囲にわたり、そこで流域の1市6

町により構成した多々良川水系改修事業促進協議会にて、県への要望活動などを行っております。

緊急性を除き、その要望を基に、県が改修事業を計画的に実施しております。

篠栗町では、昨年度、一の滝川河川改修工事が完了しております。

昨今の気象を見ますと、全国各地で被害が出ております。九州北部豪雨のような災害がいつ本町に降りかかってもおかしくない状況にあります。

そのことを踏まえて、今後も引き続き協議会との調整を図りながら、強く要望を行っていきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） 続きまして、2点目、3点目の質問に関しては、防災関係の質問でございますので、総務課長に答弁を願います。

はい、総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） おはようございます。

それでは、2点目、3点目についてお答えをいたします。

まず、2点目の「避難訓練の推進について」のご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、減災には地域における自助・共助による防災力の強化が何より大切であり、避難訓練の推進は非常に重要であると認識をいたしておるところでございます。

山間部と平野部で地形や居住者の年齢層が大きく異なる本町においては、地区によって、土砂災害や河川氾濫など想定される被害も様々でございますので、地域の特性に応じた「ルール作り」が必要と考えております。

そのため、自主防災組織の指導的立場にある各行政区長を対象に、福岡県が実施している「自主防災組織リーダー研修会や育成強化事業」への参加を呼びかけ、知識・技能の習得及び訓練の支援を行ってきたところでございます。

また、平成21年中国・九州北部豪雨災害以降の取り組みといたしまして、平成22年7月に片田 敏孝氏による防災講演会、平成23年6月におきましては、職員、消防団及び一般の住民の方など約260人による図上訓練及び土のう積み訓練、平成24年6月に山村 武彦氏による防災講演会、平成26年から平成28年までの3年間は、役場職員を対象にした「災害対策本部設置訓練」、昨年からは9月1日防災の日に、避難勧告発令訓練として、避難勧告発令時のサイレン吹鳴にあわせた避難所開設などの訓練を実施してまいりました。

本年度の取り組みといたしましては、今月2日に『情報で命を守る』と題した防災講演会を開催し、平成28年熊本地震を経験された気象キャスターの観点から、

気象情報の活用方法や避難時の注意点を中心に講演をいただき、町民の防災意識向上に向けて啓発を行ったところでございます。

以上のような、様々な取り組みにより、防災に関する意識啓発には効果はあがっているものの、避難訓練に関しては、決して全住民に浸透しているとは言えず、町としても効果的な避難訓練のあり方について模索しているところでございます。

今後、避難訓練等については、市町村アカデミーなどで開催される専門研修へ職員を積極的に派遣し、人材育成を行うほか、先進地の訓練方法を参考にしながら、全町民が参加できる効果的な訓練を検討していく所存であります。

次に、3点目の「避難勧告を発令するタイミングについて」のご質問にお答えをいたします。

避難勧告等の発令判断基準については、今年3月に改正いたしました「篠栗町地域防災計画」において、2種類の区分に分けて発令基準を設けております。

「水害」については、主に多々良川の金川橋における水位が「避難判断水位（3.09メートル）に到達し、更に水位の上昇が予想される場合」に発令を行っております。

「土砂災害」については、主に気象庁・福岡県が共同で発表する「土砂災害警戒情報が発表された場合」に発令をいたしております。

発令基準については、従来から広報紙・ホームページに掲載することにより周知してきたところでございます。

昨今の異常な集中豪雨などの災害の特性や、国の指針及び本町の地理的要因を十分に把握したうえで、随時適正な見直しを行いながら、更なる周知を図っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁者の答弁が終わりました。

再質問、はい、どうぞ。

栗須議員。

○議員（栗須 信治） 1点目についてでございますが、厳しいという内容ですが、地域の方は、朝夕に土砂を見て心配をしてあります。

また、この地域では、中学生や地域の人が河川の美化清掃をしています。衛生上も好ましくありません。強く要望していただきたいと思います。

河川に関連して、もう1点尋ねます。

今回の九州北部豪雨では、河川の水位計などの観測機器が少なかったと専門家が

指摘しています。本町の浸水想定区域にある領域の橋桁や見やすいところに地域の人が目安となるような水位計の設置を検討されてはいかがでしょうか。

尋ねます。

○議長（阿部 寛治） 都市整備課長。

○都市整備課長（久芳 良行） ただいまの栗須議員の質問にお答えいたします。

橋梁につきましては、都市整備課の管理となっておりますが、警戒水位等をですね、その橋梁等に示すことによりまして、目視による判断ができて、防災に対する住民への注意喚起にもつながるのではないかと思いますので、河川管理者の県と相談しながら検討していきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 設置することによって、日ごろから地域の人や、児童・生徒が関心を持ち、防災の意識も高まると思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、2点目ですが、防災マップでは、浸水想定区域内に特別警報発令時には、好ましくないとされている公民館が3か所あります。

そういう現実を地域の皆さんが認識し共有するためにも、地域の実情に合った実効性の高い訓練を、スピード感を持って推進していただきたいと思っております。

3点目に関連して、町長にお尋ねします。

6月に14都道府県から20名の首長さんが参加して、水害サミットが開かれました。

その中で、災害経験のある数名の首長さんが「躊躇なく避難勧告を出すことが大事だ」と発言されています。

その点、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま、避難勧告の出し方について、ご質問がございました。

実は私ども、7月27日付け内閣府の防災担当からの「市町村における危機管理について」ということで、災害への備え初期対応について、全国町村会経由で各町村の町長宛てに説明資料が配布され、研修を受けたところでございます。

私ども災害が起こった場合には、まず組織の立ち上げ、そして災害本部を設置するとともに、命を守る行動を必ず直ぐにとりなさいということをおもひがけとして、1番に挙げられているところでございます。

私どもの町では、先ほど総務課長が申し上げましたように、金川橋の水位の状況

に応じて、下流域の増水等々の判断をしたうえで、その方面については避難勧告を出す。また、山間地域につきましては、気象庁の警報に基づいて出すということにしておりますが、この研修におきましても「空振りを恐れずに、できるだけ早期に命を守るための勧告を出しなさい」という研修を受けているところでございますので、今後とも、そのような対応を継続してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 今、町長が言われたように、空振りを恐れずですね、発令を判断することが大切だと思います。

これで質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 次の質問順位に参ります。

質問順位 2 番、大楠 英志 議員。

○議員（大楠 英志） おはようございます。

議席番号 8 番、大楠 英志 でございます。

2 問の質問をしますが、1 問目の質問は、「町内保育園・認定保育園の運営状況について」、3 項目の質問をいたします。

まず、①でございますが、平成 28 年度は、栗の子保育園が町立から「社会福祉法人 篠栗町社会福祉協議会」立にかわり 1 年を経過いたしました。これにより、認可保育園となったことで、国・県の交付金を受けることができ、町立であったときとの大きな違いであると考えます。

社会福祉協議会立の運営になり、負担額等もかなり変わったと思われまます。平成 27 年度と比較して、運営・財政面での違いをお尋ねいたします。

また、この移行に伴い、保護者向けのアンケート調査を行われたと聞いております。主な内容の報告を求めます。

②、平成 28 年度における町内 4 保育園、3 認定こども園に対する町からの給付総額は約 6 億円を超えると思われまますが、各園への給付費支払額をお尋ねいたします。

その財源は、保育料、国・県の交付金、町の一般財源などによると思われまますが、その内訳をお尋ねます。

③、4 保育園、3 認定こども園の定員に対する園児数の実態はどのような状況であるかをお尋ねいたします。

この事は先般、兵庫県におきまして、定員超過の認定こども園が、園児 70 人に

対し40人分の給食しか与えていない等の実態が報道され、大変な問題となりました。

篠栗町におきましては、保育園・認定こども園の運営は、法律に基づいて適正に行われていると確信しています。

しかしながら、町として多額の給付をしている事業であることから、適正に運営の確認作業はされていると存じますが、現状を町長にお尋ねいたします。

それでは、答弁を求めます。

○議長（阿部 寛治） では、1問目から順次答弁を。

こども育成課長。

○こども育成課長（井上 伸一） それでは、大楠議員の「町内保育園・認定こども園への運営状況について」、質問項目の番号に従い、順にお答えいたします。

まず、質問の①の栗の子保育園を篠栗町社会福祉協議会へ移管したことに伴う運営・財政面の違い、及び保護者向けアンケート調査の主な内容についてお答えいたします。

平成27年度との比較による運営面での違いでございますが、平成28年度から、経営母体が町から篠栗町社会福祉協議会へ移管したことにより、新たに民間の認可保育所として経営が開始され、それまで町職員が行っていた保育園の運営業務は、篠栗町社会福祉協議会へ引き継ぎました。

運営面におきまして、特に児童と保護者に影響がある保育の進め方につきましては、篠栗町社会福祉協議会では、町立栗の子保育園で直接保育に携わっていた非正規職員に対し、引き続きの勤務希望を聞いたうえで、希望者の受け入れが行われています。

また、保育方針につきましても、それまで町立栗の子保育園時代に培ってきた「保育の理念」「目標」「めざす子ども像」などを引き続き堅持することを基本方針として、保育の実施に取り組んでおられます。

町としましても、移管による在園児とその保護者の不安を解消するため、平成27年度に町立栗の子保育園に保育士として勤務していた6名の町職員を平成28年度も引き続き派遣し、在園児とその保護者の不安の解消に努めております。

これらのことから、在園児とその保護者にとっては、移管により大きな違いを感じることは少なかったものと考えております。

財政面の違いでございますが、議員ご指摘のとおり、公立保育園には交付されない保育所運営に係る国庫・県費負担金は、民営化した平成28年度から交付されて

おります。

平成27年度の決算額において、町立栗の子保育園の運営に係る児童福祉施設費から、保護者負担金を差し引いた額が約1億円でございます。

これに対し、平成28年度の決算額において、栗の子保育園に係る児童運営費委託料から保護者負担金及び国庫・県費負担金の歳入を差し引いた額は約2,200万円で、比較すると財政面で約7,800万円の節約効果がありました。

ただし、先ほど触れました保育士6名の派遣費用につきましては、町の予算から支出されておりますので、この影響額はただ今の試算には含まれておりません。

なお、職員の派遣は、平成28年度をもって完了いたしております。

次に、移管後の栗の子保育園の保護者に対し実施したアンケート調査について、その概要と回答結果についてご報告申し上げます。

この調査は、移管後の平成28年11月に円滑な移管及び運営が行われているか確認するため、在園児の保護者に対し実施したもので、アンケート配布枚数136枚に対し回収枚数は88枚、回収率は65%でございます。

調査内容は、栗の子保育園の施設、設備に関する設問の他、篠栗町社会福祉協議会へ移管後の保護者の満足度をお尋ねする項目を設定しており、「満足度」を問う19項目中、16の項目で「満足」、「やや満足」とする回答が大勢を占める良好な結果となりました。

こども育成課では、このアンケート結果も含め、篠栗町社会福祉協議会による引き継ぎが適切に行われていると評価いたしております。

次に、質問の②の平成28年度の4保育園、3認定こども園に対する、町から各園への給付費支払額、そのうち一般財源についてお答えいたします。

なお、特定財源の保育料及び国・県負担金につきましては、最後に総合計額で申し上げます。

それでは、園ごとに運営費委託料、一般財源の順に千円単位で申し上げます。

まず、認可保育所4園について。

栗の子保育園運営費委託料 総額 1億3,300万8,000円、うち一般財源 2,195万1,000円。

篠栗保育園運営費委託料 総額 9,764万1,000円、うち一般財源 2,102万4,000円。

勢門幼児園運営費委託料 総額 1億848万9,000円、うち一般財源 2,173万6,000円。

やまのこ保育園運営費委託料 総額 1億926万2,000円、うち一般財源 2,380万3,000円。

次に、認定こども園3園について申し上げます。

認定こども園は法令に基づき、保育料は施設が保護者から直接徴収することとなっておりますので、町に保育料の収入は発生いたしません。そのため、町から認定こども園に対し給付する運営費委託料は、施設が徴収する保育料分を事前に差し引いて支給することになります。

あすなろ保育園運営費委託料 総額 6,973万円、うち一般財源 2,015万1,000円。

キッズ・ドリーム幼児園運営費委託料 総額 8,242万4,000円、うち一般財源 2,336万4,000円。

和田幼稚園運営費委託料 総額 8,084万9,000円、うち一般財源 2,513万8,000円でございます。

このほか、法令に基づき、他の自治体に所在する認可保育所5か所、及び認定こども園3か所へ入所した児童に係る運営費委託料、そのうち一般財源につきまして、合計額で申し上げます。

運営費委託料 総額 614万6,000円、うち一般財源 329万1,000円でございます。

以上、総合計で児童運営費委託料 総額 6億8,754万5,000円、その財源は、特定財源として、認可保育所に係る保育料 1億4,057万1,000円、国庫負担金 2億5,022万6,000円、県費負担金 1億3,647万円、一般財源 1億6,027万8,000円でございます。

次に、質問の③のうち、各園の定員に対する園児数の状況につきましては、私からお答えを申し上げます。

各保育園の定員と実際に入所した児童数につきまして、平成28年4月1日の状況について申し上げます。

まず、認可保育所4園について順に申し上げます。

栗の子保育園 定員180名に対し153名、勢門幼児園 定員120名に対し122名、篠栗保育園90名に対し95名、やまのこ保育園90名に対し99名。

なお、栗の子保育園につきましては、篠栗町社会福祉協議会へ移管する際、それまでの150名から180名に定員変更がされておりますので、平成28年4月の段階では定員に対し入園入所児童数が少なくなっておりますが、直近の平成29年

9月1日におきましては、180名の定員に対し176名が入所しております。

次に認定こども園について、保育所部分の定員及び入所園児数について順に申し上げます。

あすなる保育園 定員72名に対し74名、キッズ・ドリーム幼児園 定員105名に対し85名、和田幼稚園 定員45名に対し42名。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 町長からどうぞ。

○町長（三浦 正） それでは、ご質問の最後の部分について、私から申し上げます。

町内に所在する認可保育所4園、認定こども園3園の運営に対しましては、児童福祉法、及び子ども・子育て支援新制度に係る関連3法、町の条例・規則に基づき、適正かつ厳正にその事務の執行に努めているところでございます。

保育事業は複数の法律により構成されており、その事務執行にあたっては特に注意を要する点も多いことから、法令に基づく適正な運営を維持するため、次の方法で施設との情報共有、及び指導・助言を行っているところでございます。

- ①こども育成課担当職員が各園を直接訪問し、法令に基づき適正な運営を行っているか聴取し、併せて保育現場の観察と助言を実施する。
- ②保育所等に対し、補助金事務等に必要な行政情報を適宜提供するとともに、保育所は運営全般について不明な点がある場合には、こども育成課へ速やかに連絡し、こども育成課において、施設管理者と直接面談し事務相談に応じる。
- ③町内の保育所等の施設長と、こども育成課による会議を定期的で開催し、情報共有を図るとともに、必要に応じ指導・助言を行う。

このような3点を基に、これまでも進めてまいりました。

その他、法律に基づき、福岡県所管課と、こども育成課により、各年度に1回、各施設に対し、施設の運営及び財務に係る合同の指導監査を実施し、指摘事項がある場合は、改善を指示しているところでございます。

最後に、保育園等の運営に関する報道でございますが、子ども・子育て支援新制度が開始されて2年を経過いたしました。

その間、子どもの命に関わるような重大事故の発生など、保育園等の運営上の問題がマスコミで繰り返し取り上げられております。

本町におきましても、このような問題を未然に防ぐことは最重点項目として位置付けており、保育現場の状況を正確に把握することに必要な取り組みを推進しているところでございます。

この取り組みの一環として、平成29年度から町内の保育所等に対し、こども育成課職員により、事前通告なしの訪問調査を実施し、保育現場の状況把握と必要な改善に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 1問目の再質問ありますか。

はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 再質問をいたします。

先ほど、今町長からも答弁がありましたように、名古屋で行われておりましたような、異常とも言えるような定員の超過と、そういう法にのっとり、きちんとした取り組みが行われているということを答弁いただきまして、安心をしております。

また、この29年度から、こども育成課職員による事前通告なしの訪問調査を実施するという事で、大変先ほど答弁がありましたように、大きな金額6億を超えるですね、お金が補助金としていっておりますので、その辺、間違いはないと思いますが、きちんとした確認調査、確認作業を行っていただきたいと思っております。

報告の中に、特別の状況がないということで安堵しております。

1問目の質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 議員の皆様と大楠議員。

こども育成課長の答弁の中で、各園の財源を申し上げておりますが、決算認定前ですので参考資料ということで考えとってください。

引き続き、2問目をどうぞ。

○議員（大楠 英志） 2問目に入らせていただきます。

2問目に、町内の「社会福祉法人 養護老人ホームの運営について」質問をいたします。

ご承知のように、この養護老人ホームは、平成12年に町営であった養護老人ホーム「篠栗敬光園」を町から譲渡を受け、社会福祉法人が経営している施設でございます。

質問は、一社会福祉法人に関するものでありますが、制度全体の根幹的な問題も含んでいますので、あえてお尋ねをいたします。

福岡県老人福祉施設協議会、養護老人ホーム部会から市町村長への要望文書によりますと、従来、厚生労働省から各都道府県に配布される「特定財源」扱いであった、養護老人ホームの運営にかかわる措置が、三位一体改革に伴い、平成17年4

月より「一般財源」となったことから、市町村による真に措置が必要な方に対しても措置をしない「措置控え」という状況が見受けられ、実際に17年から29年までの養護老人ホームにおける定員の充足率は約14%も減少をしております。

よって、市町村の福祉担当部局においては、地方財政措置の内容に理解していただいたうえで、入所すべき者の把握や措置が行われるようお願いしたい、と記されています。

平成29年5月1日現在、養護老人ホームの県内29施設の平均稼働率は、80.4%で、町内養護老人ホームにおいても84%と記載されています。

そこで、質問をいたします。

①篠栗町における入所判定の状況をお尋ねいたします。

②直近の町内、養護老人ホーム入居者数と稼働比率をお尋ねいたします。

③措置1人当たりの町負担年額をお尋ねいたします。

介護保険制度ができて以降、養護老人ホームの稼働率の減少が顕著になったと思われませんが、町としての見解をどのように持っているのか、町長にお尋ねいたします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまのご質問に答弁いたしますが、まず、私どもも平成29年4月5日付けで、福岡県老人福祉施設協議会 養護老人ホーム部会から、各市町村長宛てに養護老人ホームの運営に関する要望についてという文書を受けております。その中で、ただいまご説明がありましたような、養護老人ホームの入所人員の減少、その内容として、養護老人ホームにおける措置控えがあるのではないかという指摘に基づく要望書でございます。

ただいま議員からお話がありましたように、平成17年4月三位一体の改革によりまして、それまでの特定財源措置から自治体の裁量による一般財源の取り扱いになったことが原因しているのではないかというふうなご質問でございます。

そういう要望でございました。

そういうことを踏まえて、各項目につきましては、まず福祉課長からご質問の各項目について答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、福祉課長。

○福祉課長（井上 勝則） では、大楠議員の2点目のご質問。

「養護老人ホーム運営状況につきまして」、福祉課よりご説明いたしたいと思いま

す。

まず、1点目のご質問の篠栗町における入所判定の状況でございますが、平成28年度は4件、平成29年度、今年度は現在1件、入所決定をいたしております。

入所までの流れといたしましては、まず年齢が65歳以上の方、そして身寄りがなく、身体や精神に軽度の障がいがあり、在宅での生活が難しい方や、家族などから虐待を受けているなどの相談があった場合、福祉課高齢者支援係でまず聞き取りを行います。

その上で、介護保険によるサービスが受けられる場合は、介護保険の手続を促します。

収入もなく、在宅での生活が難しい方につきましては、診断書を取ったうえで、地域包括ケア会議という判定会議にかけ、最終的に養護老人ホームへ入所という形になります。

次に、2点目のご質問の町内養護老人ホームの入所者数と稼働率ですが、4月1日現在での入所者数は42人、定員は50名ですので、稼働比率は84%となっております。

養護老人ホームへの入所は、町内の施設には、その町に住んでいる方しか入所できないというわけではございません。それぞれの市町村が措置を行えば、どこの町の施設にも入所することができます。

町内養護老人ホームには、福岡市及び篠栗町を含む9市3町から入所がございました。

3点目のご質問の措置者1人当たりの町負担年額ですが、1人当たり年間約230万円、篠栗町は町内養護老人ホームに17人、他市町の施設に3人、合計20名の措置を行っており、平成28年度は、その措置者に対し合計4,700万円を支出しております。

財源は、全額一般財源ですが、普通交付税の措置対象となっております。

なお、参考までに近隣の町の措置者数は、4月1日現在、粕屋町が5名、須恵町5名、志免町1名、新宮町は町内に養護老人ホームがございますが1名となっております。

最後のご質問の町としての見解ですが、確かに介護保険制度ができて以降、対象者にとりましては、介護サービスの使用といった選択肢の増加という利点があり、それが入所者数減少の理由の一つであると思われま。

しかし、篠栗町の措置者数は、近隣他町に比べて多く、別に篠栗町が措置控えを

しているわけではございません。必要な方につきましては、地域包括ケア会議で判定をしたうえで決定をいたしております。

これまでの相談ケースから考えてみますと、今後は家族等からの虐待や頼りにすべき親族がいない、生活の困窮など問題が山積する中で、最終的な支援の場所としての養護老人ホームは必要不可欠と思われれます。

町といたしましても、他町や養護老人ホームと連携を取ったうえで、どのような行動を取ったら良いか考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 再質問ありますか。

はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 今、課長の答弁にありましたように、別に篠栗町が何て言うかいな、言葉がでらんね。

措置控えをしておると言っておるわけではなくてですね、特定財源から一般財源となったことで、どこもの自治体も今、財政が厳しい中で、そういう中で全体的な面でのことを私は察しておるわけでございますので誤解なきよう、よろしく願います。

またですね、町内の特定の養護老人ホームにおいてはですね、空室待ちが常態化されておるわけでございます。数十人の方が入居を希望されて順番待ちをしておられるわけでございますが、確かに、法にはですね、矛盾することが付きものではございますが、もう少しこう柔軟な対応はできないものかと思っておるわけでございます。

この問題は、単に町内の養護老人ホームに関する問題というわけではなくてですね、従来から法に基づいて運営されていた、養護老人ホーム全体の運営に関する大きな課題と思われれます。

つきましては、こういう課題をいろんな場で発信し、国・県に要望していくべきだと考えます。

町長としての見解をお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま再質問ございました点についてお答えいたします。

今お話のように、養護老人ホームという制度ができて、この政策に基づいて、かつては入居者がほとんど定員状態であったわけでございますが、先ほど福祉課長から申し上げたとおり介護保険制度ができたことにもよりまして、その制度を利

用しながら、在宅、あるいはそれぞれの措置によって、それぞれの入所先に移って行くってというような状況が出てきております。

また、この篠栗町にある町内養護老人ホームは、各町にあるわけじゃなくて、糟屋郡では篠栗町と新宮町だけしかございません。

そして、各いろいろな自治体から受け入れることができるわけですが、地元で養護老人ホームがないところは、どうしても、そのいわゆる対応する高齢者に対する措置として、介護保険を利用した介護保険法に基づいた措置がどうしてもそちらのほうに傾いているというような状況であるのではないかというふうに私も思っているところでございます。

ただいまご指摘ありましたいろいろな問題につきましては、今後どういうふうに高齢者の人口推移がしていくかっていうことにも大きく左右されますけれども、この養護老人ホームの施設の受け入れる対応の縛りをもう少し緩くするとか、対応をいろいろ選択肢を広げるとか、そういうふうな対応について県にも要望し、あるいは、国に対する要望も踏まえて、議員の皆様方にもご説明しながら、新しい時代のこの養護老人ホーム施設のためのいろいろな法の整備も含めて、私どももしっかり勉強して対応していかなければいけないというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 要望でございますが、この件につきましては、やはり町単独ということは、大変難しい問題があります。

ぜひ、県・国のほうに要望していただき、この養護老人ホームの空室が無くなり経営として成り立つように、要望して質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位3番、松田 國守 議員。

○議員（松田 國守） おはようございます。

議席番号10番、松田でございます。

今朝も九州北部各地に避難勧告やら警報などがですね、出されておりました。

今日は、その関係で質問をさせていただきます。

去る7月5日に起きた九州北部集中豪雨は、数十年に一度という記録的な雨量となり、福岡、大分、佐賀県の各地に甚大な被害をもたらしました。

まずは、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

なお、いまだ行方が判らない方々の早期発見を重ねてお祈り申し上げます。

さて、今回被害を大きくした最大の要因は、流木だったと報じられております。その流木は、終戦後、国の勧めで植林した伐採時期を過ぎた人工林のスギやヒノキであります。深く根を張らないスギやヒノキなどの針葉樹が、浅い表土層とともに崩れた「表層崩壊」が多発した、いわゆる森林の崩壊が大きな原因だと言われております。

ちなみに、我が国の森林は国土の約68%を占めていて、天然林と人工林の割合は、天然林が60%で人工林が40%であります。

総面積の約7割を山林が占めている我が町では、40数年前の昭和48年7月31日、被害総額18億1,000万円の想像を絶する未曾有のゲリラ豪雨大災害。近年では平成11年6月29日の豪雨災害。最近では平成21年7月24日から26日の集中豪雨災害による大惨事など、自然の猛威にさらされた悲惨な体験があります。以来、町では、その体験を教訓にして、あらゆる減災及び防災対策に取り組まれているところであります。

そこで、3点質問いたします。

1点目は、我が町の天然林と人工林の割合と、それぞれの管理の状況をお尋ねします。

2点目、この度の九州北部集中豪雨災害から得た教訓はいかがだったか。

3点目、これからの課題は、どうでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、松田議員の「九州北部集中豪雨災害から得た教訓は」について、冒頭、私から答弁いたしまして、その後、産業観光課長から詳細の項目について答弁をいたします。

一昨日の開会の際にも申し上げましたが、この度の平成29年7月九州北部豪雨災害で、お亡くなりになられた方、また被害に遭われました方に心から哀悼の意を表しますとともにお見舞いを申し上げます。1日も早い復興を願っているところでございますが、5日の日の午後、申し上げておりましたように、義援金を届けに中嶋須恵町長と一緒に朝倉から日田のほうに迂回しまして、東峰村に入り添田のほうに回ってまいりました。

朝倉、特に三奈木地区の被害。それから、日田市内。また、宝珠山、小石原、添

田の英彦山南側の被害の状況については、大変悲惨なものでございまして、流木はほとんど片づけられておりましたが、道路は寸断され川の岸は崩壊された状況のまま、そしてまた、川岸の家屋は多くが倒壊していた状況でございました。

こうした被災地の状況を見ますと、21年の私どもの災害を思い出さざるを得ないわけですが、この災害の大きな原因というふうに議員からお話がありますのが、流木の状況であろうかと思えます。

有識者につきましてもそういう意見が大半でございしますが、朝倉市長は「これだけの雨が降れば、どの山も崩れる。という感じがしました」というふうなお話がありました。それほどの豪雨であったということが、改めて私どもも認識して戻ってきたところでございます。

まずは、産業観光課長からご質問の3点について答弁をいたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） おはようございます。

それでは、松田議員のご質問にお答えいたします。

最初の「我が町の天然林と人工林の割合と、それぞれの管理状況は」とのお尋ねであります。

これにつきましては、町内の民有林面積2,192ヘクタールのうち、スギを主体とした人工林の面積は1,559ヘクタールで、人工林率は71%です。これは、県平均の63.9%を若干上回っている状況であります。

篠栗町の森林所有者は、1,127人で、その多くが経営規模1ヘクタール未満の小規模所有者であることから、自己努力だけで伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施することは困難な状況であります。

このため町では、森林施業の共同化・合理化を進めること、林道、作業路等の路網整備による生産コスト及び労働強度の低減を図ることに取り組んでおります。

また、平成20年度から福岡県が森林環境税で実施しています荒廃森林再生事業を積極的に活用しまして、昨年度までの9年間に296.96ヘクタールの手入れがなされず荒廃した人工林の間伐を実施してまいりました。今年度も15.6ヘクタールの間伐を実施する予定であります。

平成25年度からは、森林経営計画に基づく施業もしてございまして、28年度までに11.77ヘクタールの皆伐と植栽、62.4ヘクタールの間伐を町内で実施しております。今年度も13.61ヘクタールの間伐を実施する予定にしております。

次に、「この度の九州北部豪雨災害から得た教訓は」とのお尋ねですが、産業観光課所管の森林行政に限ってお答えしたいと思います。

8年前、我が町でお二人の尊い人命が奪われました「平成21年7月中国・九州北部豪雨災害」におきましては、最大24時間降水量は290ミリでした。

また、「平成29年7月九州北部豪雨」での最大24時間降水量は、福岡県朝倉市で545.5ミリ、大分県日田市で370ミリと猛烈な雨を記録しております。

報道では、議員のご質問にもありましたとおり、朝倉市においては山間部で地表の浅い部分が崩れる「表層崩壊」が多発しまして、大量の流木が中小河川に流れ込んだことで、浸水被害が拡大した可能性があるということがございます。

産業技術総合研究所の地質調査総合センターによると、朝倉市の地質は、風化しやすい花崗岩で表層崩壊が起こりやすかったと見られるそうです。

また、火山性の地質の大分県日田市では、表層崩壊とは異なる、大規模な崩壊が1箇所が発生し、「日田杉」の産地で林業が盛んな土地ですけれども、近年人手不足などで間伐といった手入れが行き届かなかったためではないのかとご指摘がなされています。

また、現地調査を行った九州大学の久保田 哲夫 教授は「一般論で手入れされないと言われるが、今回は太さ50センチまで成長したスギも多く流れた。主な原因は地質と雨量だろう」と話されています。

町では、平成21年度災害後、これまで以上に強く福岡県へ治山要望を実施し、平成21年度以降、昨年度までに33事業がなされました。

また、先ほど述べました荒廃森林再生事業による間伐、森林経営計画の実施等により、森林の手入れを行い、森林の持つ公益的機能の維持、向上にも努めております。

今後も引き続き、これらの取り組みを進めてまいらなければならないと改めて感じるところであります。

最後の「これからの課題は」とのお尋ねですが、これも産業観光課所管の森林行政に限ってお答えします。

課題につきましては、ご承知のとおり林業の担い手に関する問題であります。

先に述べましたとおり、篠栗町の森林所有者の多くが経営規模1ヘクタール未満の小規模所有者であります。林業生産活動の停滞とともに、林業就業者の減少及び高齢化が進行しており、適正な森林整備を進めていくためには、人材の確保と育成の定着のための労働環境の改善が必要となっておりますので、これらの課題解消に

向け、篠栗町の林業の担い手でもある福岡県広域森林組合とともに、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりましたけ、再質問はございますか。

はい、松田委員。

○議員（松田 國守） 答弁の中で「自己努力だけで伐採、造林、保育及び間伐などを計画的に実施することは困難な状況である」ということでございます。そうした難しい状況の中です、様々に取り組んでいただいていることはありがたいことでございますが、町の人工林の、この面積の中に、危険箇所ってというのが把握されているかどうか。

ありますか、どうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 分かりますか。

はい、どうぞ。

○産業観光課（栗原 俊孝） それでは、議員の質問に分かる限りでお答えいたします。

今、県のほうから指定されましたレッドゾーンというところがございます。ただ箇所数については、ちょっと今のところ把握できておりません。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、松田議員。

○議員（松田 國守） 県の方で数箇所、町としては、今のところ把握はできていない、あるいは、ないのか。

その危険箇所、それなりの崩壊があるんじゃないかなとか、そういった箇所は、今のところありませんか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 私から答弁いたしますが、ただいま産業観光課長が申しあげましたのは、いわゆる土砂災害警戒区域としてのレッドゾーンが町内にも何箇所かあるけれども、その中に町有林が含まれている箇所も数箇所あるとは思われるということでございます。

これについてはですね、私どもつぶさに実査をしているわけではございませんけれども、先ほど21年災害以降にですね、33基の砂防堰堤を県とともにつくっていったと、県事業として行っていただいたということで答弁をいたしましたけれども、同様のですね、砂防堰堤による土砂災害、あるいは、流木の流出の防止という

ものについては検討をともにですね、継続的に危険箇所を順次あたりながらですね、それぞれ砂防堰堤工事をやっていくということでございます。

その際、町有地につきましては、私ども無条件でやっているわけですが、私有地もでございます。私有地につきましては、かつてはですね、砂防堰堤をつくることに対して、隣地が削られるということで、大変消極的でございましたけれども、最近では危険であるからということに対する理解も進みまして、私有地におきましても砂防堰堤をつくりたいという県の要望に対しては、おおむね所有者の方々が「それではお願いします」ということで理解のもとに工事が滞りなく進んでいるという状況でございます。

適宜、危険箇所を無くしていくという作業をこれから町とそれから、農林とともにですね、進めていきたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） 再質問ありますか。

どうぞ。

○議員（松田 國守） この通告書を提出した後に報道されたものが、関連したものがありませんのでね、それ質問するわけにはいかんですか。

○議長（阿部 寛治） 関連しとけば答えられるでしょうから。

はい、どうぞ。

○議員（松田 國守） 数日前、非常用電源の設置状況ということが報道されておりました。

それによりますとね、浸水対策が未整備になったところがあるわけですが、我が町もそうなんですよね。

総体的に費用や設置場所の確保が壁になっている。あるいは、電源の設置費だけでも数千万から1億円規模の予算が必要だと。これは国が7割負担するわけですが、その中でね、篠栗町の担当者いわく「政策課題が山積し、3割負担でも重い。補助制度の充実を求めたい」と、確かに今はね、財政的にも非常に難しいところであろうかと思うわけですが、この文言から取りようによってはね、今その段じゃないと言うように取られないかなというふうに危惧するわけですが、そうしたことで、そういうふうにとられた場合ですね、今後の災害・減災に対する取り組みがいかげなものかなというふうに思うわけですが、

どなたでも結構でございます。

弁明なり、釈明なりお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいま、追加のご質問がございましたのは、9月1日付けの西日本新聞に掲載されました「非常電源県内26%が未整備の状況である」という報道に基づくものであろうかと思っております。

前日に私どもも新聞社から担当課宛てに電話でヒアリングがあった中で、私どもが答えておりますのはですね、現在はハザードマップ上では、庁舎は想定浸水区域に入っておりますけれども、平成21年九州中国北部豪雨の際は、役場庁舎前の道路は冠水に至らず、更に発電機は、その道路から更に80センチ程度かさ上げされておまして浸水被害を想定していないと。

発電機を屋上に増設する費用は、その移転設備だけでも約2,000万円かかり、それ以上いろいろな加重の計算とか含めると、それ以上の予算が想定されるということから、私どもは現状でも十分安心して、この非常電源を運用できるということで、当面、今のところ対策を施す予定はないというふうに答えたところでございすけれども、報道ではそのようになされたということでございます。

私どもは、安全については、十分考慮して対応しているつもりでございますので、ご心配なきようお願いしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） よろしいですか。

はい、再質問どうぞ。

○議員（松田 國守） お答えありがとうございました。

今度の災害につきましてもね、ほとんど「まさかこんなことが」という風なことをほとんどの方が言っておられます。そういったことも加味しましてね、例えば、政策課題が山積ということもありましようけれども、予算的に問題がありますけれども、これについては、今後ですね、検討していきたいというようなことまでちょっと含めてね、おっしゃっていただいたほうが良かったんじゃないかというふうに思います。

そういうことで、今後ともですね、引き続き、減災・防災につきましては、力を注いでいただきますよう要望して終わります。

○議長（阿部 寛治） 1時間を経過しましたので、ここで暫時休憩をして、11時20分より再開したいと思います。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○議長（阿部 寛治） 質問順位 4 番、荒牧 泰範 議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号 1 2 番、荒牧でございます。

町長に 2 問お尋ねいたします。

まず初めに、「中心部のインフラストラクチャー構想の提示を」ということで、現在、篠栗駅東側自由通路の建設が進んでおりますが、未だに「駅の橋上化が実現するの」とか「役場そのままなの」などの声を多く耳にします。

まず、役場が近い将来移転するのか、しなければどのような形で新庁舎を建設するのか、その場合に基盤施設・道路をどのように配置し、社会基盤の動きにどのように対応するのかの構想を示すべきと思います。

もちろん、地図に正確に落とし込めば「誰々さん家は移転だね」という話なので、そこまで現時点でやる必要はありませんが、構想は早急に示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 答弁を願います。

○町長（三浦 正） 荒牧議員の質問の 1 番目「中心部インフラストラクチャー構想の提示について」のご質問にお答えいたします。

まず、役場庁舎の将来計画についてお答えいたします。

我が国の公共施設は、高度経済成長期からバブル時代に建設されたものが多く、施設の老朽化が進んでおり、建て替えの時期を迎えるものが多くあります。今後、公共施設を利用していくには、大規模な改修が必要となり、財政的負担は、将来に膨大な費用がかかるものと思われるわけでございます。

篠栗町の役場庁舎につきましては、昭和 5 4 年に建設されておりました、その後、平成 2 年に増築が進められました。最も古い本館については、建築後 3 8 年が経過しておりました、躯体や設備の老朽化など多くの課題を解決するために、その整備方針を早急に決定する必要があるわけでございます。

庁舎建て替えとなった場合、現庁舎と同じ位置への建て替え、分庁舎設置、新たな土地への移転建築など様々な方法が考えられ、慎重な審議が必要になってくるところでございます。

将来的に町民の皆様の安全安心の確保と利便性向上を図る最も良い選択をする必要があると考えるわけでございますが、現在、役場内の検討委員会において、このような様々な視点からの検討を行っているところでございます。用地購入費、造成費、建築費などの財政負担などをどのように運用していくかということの課題も直面していることから、これらの課題についても、併せて、住民、議会の皆様方と合

意形成を得たうえで更に検討を重ねて、新庁舎建設の必要性を踏まえた基本構想設計に着手していこうと考えているところでございます。

ご質問の「インフラストラクチャー構想の提示について」でございますが、現時点では具体的な構想は行っておりません。役場庁舎の将来計画をもって、周辺道路や公園などの快適な生活を支える社会的環境基盤の形成を考えていくこととしておりますので、また、これについては具体的になっていく中で、議会の皆様にもご協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 先ほどの質問の答弁の中で、例えば非常電源を屋上にということでしたが、当然、今震度6で倒壊の恐れという診断が出ているとなると、それはもうほぼ補強してやるというのは不可能な状況でございます。

なおかつ、人命もかかっておりますので、早急にやるべきと思うのとプラスアルファで町の活気というのはやっぱり民間の資産、要するに、お金の注入がないといけないと思うんですが、過去において何度か、この役場周辺の青写真、再開発の写真が出回りましたが、ただ、そこをここでやるのか、よそでやるのかじゃ、民間の方としても予算の投入のしようがなかろうと思うんで、その分についてはなるべく早期の構想発表というのは必要だと思うんですが、そのあたりもう一度お答えいただけますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 以前にも申し上げましたが、役場建設の将来構想につきましては、まず篠栗町の係長会で将来像について検討させて、それを私ども課長会に受けて、この前に報告を受けたところでございます。

現状のまま建て替えるか、あるいは移転して建て替えるか、あるいは他の町有地のほうに移して建て替えるか、というような幾つかの方法を今、担当をいたしました係長会で私が諮問したことに対して答申をいただいて、それを課長会のもとにおいて研究をしたところでございまして、これについては継続的にどの方法がよいかっていうことをもう少し選択肢を絞ったところで、議会の皆様方と協議して、そして1番いい方法を進めていくことが早急に必要であろうかと思っております。

遅滞なく、議会の皆様方にもお示しできるように準備してみたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 急いては事を仕損じるということがあるので、あんまり焦っ

て失敗するのもなんなんですが、ただ今、東側通路の設計にしても、タイムスケジュールぴったり組んでって、きっちりやっつけていっしょやる。

それと同時に、この構想についても、なるべく早い時期にどういうタイムスケジュールで皆さん方に発表できて、何年度までこういうことしたいんですというスケジュール表を出して、早急に出していただきますように、これは要望して終わらせていただきます。

次に、2問目に移らせてもらいます。

「子育て世代の流入を図るべきでは」ということで、町長は、将来の人口目標を2万9,000人と考えられており、私の案、現況よりの増加論は、町長は日本全体が減少する中でタライの水の奪い合いであり、あまり意味がないとおっしゃいます。ただ、どちらにしても居住地として選んでいただく町づくりをしなくてはならないことは明白です。

町に活気があり、ある程度の税収を得るためには、子育て世代の夫婦に移り住んでいただくことが最善と思われませんが、我が町は幸いにも通勤・通学環境に恵まれておりますので、あとは子育てしやすい町づくりを実現すれば、将来の人口増も夢ではないと思われます。

そのためには、他町でも例がある子ども医療費を中学生まで負担金ゼロの無料とし、家計の負担を削減し、以前一般質問で提案したICタグによる通学見守りを実施し、安心子育て環境を作り、昔のように子どもたちがボール遊びを自由にできるように、放課後・休校日のグラウンド・体育館を開放し、サッカーや野球を好きなだけ楽しめるお金の掛からないプレイランドの町とするなどして、子育て世代の流入を図るべきだと思いますがいかがでしょうか。

財政的に楽でない状況であることは承知しておりますが、他の住民サービスを少しずつ切り詰めてでも、町の将来のために成すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） それでは、2番目の「子育て世代の流入を図るべきでは」というご質問についてお答えいたします。

平成27年度に策定いたしました篠栗町人口ビジョンでは、総人口の推移も平成22年度末を境に横ばい状態でございました。

そして、平成28年度末では前年度末に比べて108人の減少となったところでございます。

篠栗町は、各年度における出生数が死亡数を上回る状態が続いている自然増の状

況を保っているのですが、転入者が転出者を下回る社会減の状況が続いておりまして、平成28年度末では、自然増数を社会減数が勝った状況というふうな状況になっているところでございます。

また、今後も少子高齢化の状況が続きまして、本格的な人口減少社会となった場合、篠栗町が策定いたしました人口ビジョンの分析結果によりまして、2040年には、高齢化率が32.8%となりまして、およそ3人に1人が高齢者となるなど、様々な分野に影響を及ぼすことが予想されるわけでございます。

一般的な人口減少の影響例として、スーパーなど店舗の撤退や入園児童数の減少に伴う子ども・子育て関連施設の縮小、公共交通機関の縮小などが想定され、更なる人口減少が加速されると言われているところでございます。

篠栗町の将来人口でございますが、社人研の推計では、現在の3万1,515人から2040年には2万9,158人、2060年には2万5,343人になると推計されました。

この人口ビジョンの分析を受けて、同年に作りました篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これを策定することによりまして、先ほどお話がありました2060年には2万9,000人の人口維持を目指そうとしているところでございます。

この篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の3に「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という項目がございます。ここにおいて、子育て世代の定住の促進として、コミュニティを重視した魅力ある住環境開発の促進や子育て環境の充実として、子育て包括支援センターやファミリーサポートセンターの設置など、子育てにおける環境づくりを進めているところでございます。

しかし、最近の転出理由といたしまして、仕事の都合で転出するパターンと住宅購入目的のために福岡市近郊へ転出する状況が見受けられることから、篠栗町といたしましても、新たな雇用機会の創出の観点から、篠栗北地区産業団地開発と新規住宅開発の促進を両輪として進めて行かなければならないと考えているところでございます。

ただいま荒牧議員が言われましたように、予算との兼ね合いもございますけれども、幾つかご提案いただいた様々な案につきまして、検討していくとともに、人口維持のための更なる地方創生事業の推進をしていくことで、子育て世代の流入を図りまして、篠栗町の将来の目標像でもあります『いつまでも住みたいまち いつでも訪れたいまち』を目指してまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員、再質問。

○議員（荒牧 泰範） 一言だけ、20年ほど前に比べますと、要するに、必ず必要となるお金の比率というのはものすごく上がってしましまして、今はもう瀕死の状態になっていると思われるんです。

ただこれは、うちの町の施策が悪かっただけでなし、国からのいろんな扶助費の落とし込みがきて、どこの自治体もきゅうきゅうになっているんで非常に財政的に苦しいのはよく分るんですが、その中で、あえて最後のほうに書いておりました、少しずつでも削れるところを削って、子どもの将来住みやすい町となるような町づくりをしていただきますように、これも要望して終わらせていただきます。

終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位5番、山田 眞士 議員、どうぞ。

○議員（山田 眞士） 議席番号4番、日本共産党の 山田 眞士 でございます。

「認知症で障害者手帳を申請し獲得できる可能性があるということについて」質問をさせていただきます。

認知症の人がおられる家族の方々は、なかなか近所の人たちにも、うちに認知症の旦那さんがおるとか、あるいは子どもいるとか、子どもといっても中年ですけれども、おるとかいうことは言われません。隠されます。

ですけれども、その認知証で本当に私の近所でもそうなんですけど、大変な思いをしてあります。

それで、私は今年の1月の29日だったと思いますけど、新聞に「認知症の人の家族は障害者手帳を申請できる」という記事を読みました。

このことは、私は皆さんに知らせておかなきゃいけないと思い、私、共産党の議員の人達にも聞きました。皆さん知っておられないんです。「そんなのがあると」と聞かれました。

糟屋郡内でも、恐らく今少しは知っておられると思うんですけども、ぜひとも認知症の家族がおられる方は、この障害者手帳を申請していただきたい。

そして、障害者を抱えておりますとですね、本当これはもう一生かかるんですね。認知症を抱えておられると、ほとんど生涯にわたって治るということはないんです。遅らせることはができる。

そういう意味で、本当に経費の問題でもかかってくるから、このことを私は、篠栗町はどういうふうにしていってあるのかをいろいろ聞きました。篠栗町の役場に行きまして聞きました。

それで、最初に、お聞きしたいんですけど、三つお聞きします。

一つは、篠栗町の認知症の方は何名おられますか。

そして、その中で障害者手帳を持っておられる方、手にされた方は何名おられますか。

そして、2番目には、この障害者手帳を手にした場合に受けられる社会保障の制度、それとサービスはどんなものがあるか、答弁をしていただきたいと思います。

そして3番目に、これが私の質問の趣旨なんですけども、本当に皆さんも聞かれたらいいと思うんですけども、認知症の方をもっていった場合に、障害者手帳を申請できるということを知っておられると、私が聞いた人で1人もいませんでした。

共産党の人間でも知りませんでした。

それで、篠栗町では、今後どのようにして、この認知症の方が障害者手帳を手にして、それでいろんな医療費とか介護費とか掛かりますけど、それは一生涯ついて行きます。だから、これに対して、篠栗町でもちゃんと対応しとかなきゃいけないんじゃないかと、私はつくづく思います。

認知症に関して、私は本も幾つも読みました。

これは治らないんです。生涯にわたって続いていくということは書いてあります。

それで、篠栗町は、私も調べましたけど、75歳になりますと、認知症の方なのか、アルツハイマーの方なのか分からないんですけども、その数が増えております。

それで、今申し上げました三つの点について、担当課長に答弁をお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、福祉課長。

答弁をお願いします。

○福祉課長（井上 勝則） では、山田議員のご質問の「認知症の方に対します障害者手帳の申請」につきまして、福祉課からお答えさせていただきます。

まず、1点目のご質問の篠栗町における認知症の方の人数ですが、そうした統計資料はございません。

国民健康保険、後期高齢者医療といった各サービスにおける資料はございますが、それを総合的にまとめた資料というものはございません。

また、そうした医療保険の資料につきましても、ほかに重度の症状、例えば、軽度の認知症と重度の精神的うつですね、そうしたふうな症状があれば、重度の精神的うつのほうで集計することになっております。

次に、障害者手帳の人数につきましても、同様に他の重度の症状があれば、そちらにより集計をすることになっておりますが、8月末現在、認知症を主な理由とし

て、精神保健福祉手帳を取得された方は6名おられます。

認知症の方の人数につきましては、高齢者の増加、又は、長寿命化によりまして、医療保険の資料で認知症を主な理由として治療を受けた方の人数は増加しております。

2点目のご質問の障害者手帳を取得した場合に受けることができるサービスの種類ですが、篠栗町で手帳を所持されている方は、現在、福祉タクシー料金補助、社会福祉協議会が行っている歳末見舞金、西鉄バス、西鉄電車、市営地下鉄の半額免除、N T T電話番号の案内の無料化、所得税、住民税の障害者控除、そういったものを全ての精神保健福祉手帳所持者が受けることができます。

ほかにも受けられるサービスが様々ございますが、例えば、重度障害者医療は1級のみ、NHK放送受信料の免除は住民税の内容を関係するなど、受けるサービスによりまして様々な条件がございますし、その条件も年々変わってきております。

そのため、手帳を取得された方々につきましては、こちらの「障害者福祉制度のご案内」といった冊子を渡すとともに、必要に応じて説明をいたしております。

3点目のご質問ですが、認知症のすべての方が精神保健福祉手帳を取得できるというわけではございません。

あくまでも、認知症の症状の中に精神症状が含まれている場合となっております。この判断は、専門医師でないと難しいところでございます。

認知症の症状が出ている方は、病院の受診や介護サービスを受けている方が多いと思われますので、まずは、医師やケアマネジャーと連携を取り、会議などにおいて手帳取得の広報に努めたいと考えております。

また、直接役場に相談に来られた方につきましては、手帳申請書類一覧を渡しておりますが、丁寧な説明に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 今の答弁から、再質問。

はい、どうぞ。

○議員（山田 眞士） この認知症の方が障害者手帳を申請するときに、一つ私が気がついたのは、これは認知症に罹った家族の方がおられる家族は、自ら精神障害者手帳を申請したことはないんじゃないかと私は思ったんです。というのは、この診断書をお医者さん、担当医とか、あるいはケアマネジャー、ソーシャルワーカーなんか相談しないと申請ができないんですね。そこが引っ掛かっているわけです。

つまり、申請しようにも認知症を患っている家族がいる人たちが、その知識がな

いんです。

ですから、お医者さんが言われるまま、お医者さんが「これ申請しましょうか」と言わない限りは、申請ができない状況なんですよ。

そういうふうですから、私はいろいろ聞きました。そうしたら10人が10人とも知らないんです。うちの共産党の名前は言いませんけど、そこも認知症なんですけど、「障害者手帳を申請してあげたらどうですか」と言ったら、「そんなことできるとな」と、こう言われました。

つまりですね、役場での認知症の方の障害者手帳の申請をできるとか、できないとかいうこと自体が知らされてないんです。

だから、認知症に雇った家族がいるときに、たまたま役場に行って申請しておられるんじゃないかと私は思うんです。

でも、ほとんどの町民の方は知られないと思います。

ここにおられる執行部の方々でも、恐らく、初めて聞いておられるんじゃないかと思うんです。

そのことについてちょっとお聞きしたいんですよ。

認知症の家族の方が、「障害者手帳を申請したい」と言って役場に来られたことはありますか。そういう方おられますか。

ちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（阿部 寛治） 答えられますか。

○福祉課長（井上 勝則） 先ほど申しましたように、認識症を主な理由として申請されている方は6名おられます。

○議長（阿部 寛治） はい、山田議員。

○議員（山田 眞士） 私は、今後の対策としてですね、町長にお尋ねしたいんです。

町民の方々に知られてない。

認知症の家族だけに知らせるんじゃなくて、町民の方々が知っておかなきゃならないと、私は思います。

そうしないと、75歳ぐらいになってくると篠栗のデータ見ますと、結構増えているんですね、認知症の方が。

そうしますと、それからでは、時間を無駄にってしまうから私は早めに知っておくべきだと思いますので、町長にこのことを質問したいんですけども。

町民の方々が、このことを知ることができるような広報を出していただきたいんです。

でしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 先ほど、福祉課長が申しあげましたように、直接相談に来られた方につきましては、手帳を申請書類一覧を渡し、丁寧な説明をしていくということに努めていくということですが、今お話のように、広報に掲示して全町民に示す必要があるというご指摘でございますが、これについては、福祉課長と協議の上、また、善処してまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、山田議員。

○議員（山田 眞士） 質問を終わります。

質問順位 6 番、村瀬 敬太郎 議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号 5 番、村瀬 敬太郎 でございます。

平成 25 年 9 月議会で「収納課新設について」の質問をさせていただいておりますので、「その効果について」の質問をさせていただきます。

収納課は、昨年 4 月に税務課から分離・新設され、その目的の一つは、債権の一元管理による収納効率の向上とされております。

1 年余りが経過したところで、設置の効果はどうか。徴収率の推移、糟屋地区内での比較において、どのような位置にあるのかを尋ねます。

また、以前より住民サービスの一環として、ファイナンシャルプランナーを入れた納税相談、滞納整理の取り組みが行われておりましたが、近年の状況を尋ねます。

更に、近年、全国各地で一部事務組合や広域連合といった形で、地方税滞納整理機構を立ち上げ、回収困難な案件について、徴税業務を移管する事例が増加傾向であります。自治体単独で徴税を行うことによる様々なリスクが回避でき、公平な徴税ができるという利点があります。

糟屋地区では、そのような案件について議論されることはあるのか、また、今後の設置の可能性についての所見を伺います。

○議長（阿部 寛治） 答弁いいですか。

答弁求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 村瀬議員の「収納課設置の効果は」のご質問にお答えいたします。

答弁の内容につきましては、来週審議されます決算特別委員会の前でございますので、金額に関わる分については控えさせていただきますことをご了承願います。

また、質問の内容が複数にわたっておりますので、順次お答えいたしますが、現収納課長であります松岡から、初めて登場いたしまして説明をいたしますのでよろしくをお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、収納課長。

○収納課長（松岡 秀策） それでは、村瀬議員の「収納課の設置の効果」のご質問についてお答えいたします。

ご存じのとおり収納課は、町の全ての滞納となる債権についての歳入確保及び業務の効率化を図るとともに、町税とその他公金の徴収を一元化することを目的に平成28年度設置されました。

まず、徴収率の推移についてですが、町税全体では、平成26、27年度は95.1%と横ばいでしたが、平成28年度は96%と前年比0.9%の増加をしております。

内訳といたしましては、現年分が0.1%の増。滞納分が7.7%増となっております。現年分では、町民税と固定資産税がそれぞれ0.1%の増。滞納繰越分では、町民税が6.1%、固定資産税が10.3%、軽自動車税が7.7%の増となっております。

徴収率、特に滞納繰越分が増となった要因といたしましては、収納課では債権の管理を専任で行うため、業務を適切にかつ効率的に遂行することができること、また相談窓口が一本化されたことにより、住民目線に立った納付計画を策定することができたことが、結果として未収金が大幅に減額した要因であると言えます。

また、滞納整理管理システムを更新したことで、債権管理を集約できたことにより、情報を一元的に集約管理して、業務が効率的に実施できたことにもよります。

専門部署の設置による職員の資質向上に伴い、より公平適正な取り組みを行った成果であると考えております。

次に、糟屋地区内における比較についてでございます。

徴収率は年々増加しておりますが、糟屋地区内では、昨年と同様の5番目でした。

ただし、4番目の市町とは、平成27年度で1.3%の開きでしたが、平成28年度では0.4%にまで縮めております。

また、前年比0.9%の伸び率というのは、糟屋地区内では1番でした。

次に、平成25年度から実施しているファイナンシャルプランナーとともに行う納税相談、滞納整理への取り組みについてでございます。

未納している住民の中には、借金問題や事業の不振等により「払いたくても払えない」状況の住民もいらっしゃいます。そのような、もう破産をするしかないような案件は、徴税吏員である役場職員では解決が困難な状況であります。

この問題に的確なアドバイスをし、収支の解決方法を住民と一緒に考えサポートするのがF P相談です。F P相談の件数は、導入当初は58件で始まりましたが、以降は年々件数が減っていき平成28年度は15件でございました。

減少している要因といたしましては、過去3年間のF P相談による成果により困難な案件が減少したことによります。

また、面談の際に職員も同席しておりますので、蓄積された知識と向上した折衝技術で徴収業務を遂行したことにより、F P相談に至る前に原因を解決したことも一因であると考えます。

滞納処分をして一過性の徴収率の向上を図るのではなく、住民目線で問題を解決し、自主的かつ継続的に納税することができる環境を整えることで、収納課の目標である徴収率を限りなく100%に近づけ、税収の確保に努力しております。

次に、地方税滞納整理機構についてですが、平成13年に茨城県において県と県内の全ての市町村が参加して、租税債権を効率的かつ専門的な徴収業務を行うための組織「地方税滞納整理機構」が全国で初めて設立されました。

当時は、多くの市町村が法律に基づいた専門的な徴収業務のノウハウを有しておらず、滞納整理のための十分な対処ができていない状況でございました。

こういう状況の中、一部事務組合や広域連合を設立し、市町村職員はもとより徴収業務に精通した県職員や警察OBも招いて地方税滞納整理機構組織し、参加市町村の回収困難な滞納案件の徴収業務を移管して、歳入の確保と税の公平性の維持を果たしてきました。

地方税滞納整理機構は、議員ご指摘のとおり、全国的に大きな広がりを見せ、現在では50以上の組織が設立されております。

しかし、その組織形態は様々で、都道府県が主体となり市町村が参加する大きな組織や、近隣地域の市町村によって構成される比較的小規模の組織といった地方の実情に即した多岐にわたる組織形態で設立されております。

福岡県においては、平成21年度から税徴収の充実を目指して、県が主導となり政令市を除く県内全ての市町村が、各県税事務所管内で組織される地方税収対策本部・特別対策班職員と協同で徴収業務を実施し、非常に大きな成果を挙げております。

また、糟屋地区においては、本年度から新たに中南部6町の徴収職員が相互に派遣することができる協定を締結いたしました。これにより知識と情報の共有を通じて、より専門的な徴収手法の確立と効率的な徴税徴収業務の展開を協力して進めております。

以上の点を踏まえまして、地方税回収機構の設立については、まだ時期尚早であり近隣市町と足並みをそろえてからと考えます。

しかしながら、自治体運営の大前提である最小の経費で最大の効果を挙げる業務手法を日々求めていくことは、私ども地方自治体に課せられた使命でございます。

本日もご提案いただいた地方税滞納整理機構の設立による効果の検証を今後も継続して行い、県や近隣市町等とも連携を密にして、調査研究並びに情報の収集に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 地方税滞納整理機構というのはですね、各町職員が当該町内の案件に直接関わることがなくなるなど、今答弁がありましたとおり、公平な徴税にメリットもございます。

調査研究、情報收拾を続けていただけるということなので、それを踏まえてですね、検討をお願いしたいと思います。

また、徴収率その他の数値も良くなっているということで、そこは職員の皆さんも、しっかり頑張っておられるということなんだろうと思いますが、納付が遅れている方っていいですかね、滞納されている方というの、納付が遅れている方からですね、多少の苦情もやっぱりこう聞こえてくるわけでございます。

そのような方に対してですね、どのような対応がなされているのかを尋ねます。

○議長（阿部 寛治） はい、収納課長。

○収納課長（松岡 秀策） まず、督促状の発送を行っております。その後、隣戸訪問や通知書の投函、催告書による納税を何度もお願いをしております。

しかし、残念ながら、何も連絡がなかったり、納税の約束をいたしましても、何度も不履行という事案に対しましては、適正な税事務の手段といたしまして、捜索や差し押さえの処分というのを執行いたしております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、村瀬 敬太郎 議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 分かりました。

差押え、捜索に至るまでには段階があるんだということで理解をしておきます。

今後ですね、更なる徴収率向上のため、どのような方針をお考えなのか、お聞かせをお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○収納課長（松岡 秀策） 現在行っております業務を適正に遂行するとともに、法令に基づいた適正な調査検証をもとに、全町的に未収金削減のための債権管理、債権管理審査委員会に諮りまして、積極的に行うことで滞納の圧縮に取り組み、町民の皆様のご理解を得ながら、更なる徴収率の向上に努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 税といいますのは、公共サービスの原資でもあります。

徴収に関しては様々、職員の皆さん努力して頑張っておられるようでございますが、町民の皆様のご理解がですね、更に得られるよう、広報や説明などをですね、努力もまだまだ必要ではないかと感じております。

今後ともですね、適正な業務遂行に向けた努力をするということでございますので、そこの辺りを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 議員の皆様にお諮りします。

あと2名、一般質問者が残っておりますが、多岐にわたっておりますので、ここで昼休みを取り、午後からの一般質問をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上で、午前の部を終わります。

1時から再開します。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時00分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位7番、横山久義議員。

○議員（横山 久義） 議席番号7番、横山でございます。

今回も、華のある町づくり関連の質問を行いたいと思います。

華のある町づくりとは、華やかな企画等を押し進めることだと思われがちですが、実はそうではなく、非常に地味なことを根気強く行うことが求められるものだと考えております。

その中で最も重要なことの一つは、過去を振り返り、しっかりと検証し、場合によっては、素直に反省することではないでしょうか。

将来に向けたまちづくりに斬新な発想と、それを遂行する情熱が必要なことは言うまでもありませんが、その発想と情熱は、過去の検証と反省に、裏づけられたものでなければならぬと考えております。

いろんな施策への取り組みは、それが積極的であればあるほど、失敗するケースが多いものです。

しかし、失敗は十分に検証し反省すれば大きな財産になることは間違いありません。

その視点で、これまでの三浦町政を振り返ると、果たして十分な検証が、行われたのか疑問に思うことがあります。

ひょっとすると、私の認識不足かもしれませんが、この際、執行部の皆さんと一緒に検証してみたいというふうに思っております。

まずは、糟屋中南部の広域合併に関して、お尋ねをいたします。

平成の大合併と呼ばれた国主導の自治体の合併____から、はや10年の歳月が流れておりますが、当時、町長は合併に非常に熱心であったと記憶しております。

結果的に、合併は関係町の複数の議会で否決され、合併には至らなかったわけですが、今でも合併を推進する意思を鮮明に打ち出す町もあるようでございます。

篠栗町も、当然、将来に向け、合併を模索されているものと思っておりましたが、先日、ある議員との質問のやりとりの中で、合併には反対である旨の発言があったことに、多少驚いた次第であります。

平成の合併は何をもたらしたのかがはっきりしてきた今日、その結果を見て、合併推進から反対に大きな方向、方針転換をされることは決して悪いことではないと思っております。

ただその場合、いかなる理由で方針転換したのか、そして、方針転換後の展望をどのように描いているのかを、議会及び町民の皆さんに、丁寧に説明する必要があると思えます。

このことについて、町長の見解を求めます。

そして、広域合併に積極的に賛成だったものが、なぜ反対に変わったのか、その

経緯を、ここでは簡潔に説明をお願いいたします。

次は、竹林整備ボランティアについてお尋ねをいたします。

平成18年からこのボランティア活動が始まったときは、竹チップをつくる機械を導入するなど、精力的な作業が行われ、今後の竹林整備を模索することを考えてのことだと期待したものであります。

しかし、その後数年間は、この活動が行われていたことは聞いておりましたが、最近では活動に参加したなどの話を聞かなくなりました。

そこでまずは、現在もこの活動は続いているのかどうか、お尋ねをいたします。

そしてこの事業から何を得ることができたのかを説明願いたいと思います。

次は、篠栗エコウォークコースについてお尋ねをいたします。

この事業も、平成18年に始まったと記憶をいたしております。

町内の道路網を使って、12本のウォーキングコースを定め、町内外の皆さんにエコウォークを楽しんでもらおうとの企画だったと理解しましたが、同時に一抹の不安を感じたのも事実であります。

なぜ不安に思ったのかと申しますと、一つには、同じような企画が過去にあって、見事に失敗していることでもあります。

その教訓が生かされていなかったように思えてなりません。

二つ目は、事前の準備が十分になされていなかったのではないかという点であります。

そして、三つ目は、平たん地にコースをつくる必要があったのか、疑問に思う点であります。

私の不安が的中したとは思っていませんが、その後、あちこちで見えてみることもできたコースの案内版がいつの間にか無くなっているようです。

そこでお尋ねですが、この企画は現在どのようになっているのかを教えてくださいたいと思います。

最後は、町民体育館、北側マックスバリュー横の駐車場についてお尋ねをいたします。

この駐車場は、社会教育課の行政財産になっておりますが、駐車場として利用されたのを見たことがありません。

たまたま私が確認できなかったのかもしれませんが、念のため、行政財産であるこの駐車場の利用状況なり、今後の取り扱い方なりを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 順次、答弁を願います。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま横山議員から4つの質問をいただきました。

（2）から（4）まではそれぞれ産業観光課長、そして、社会教育課長から答弁をいたしますので、私からは、（1）広域合併____その後についてという項目の答弁をいたします。

ただ、本題に入ります前に、今回、一般質問通告書を受け取ったときに大変残念な思いをいたしました。また、少々悔しくもありました。

それは今もご表現がありましたが、合併____という表現でございました。

御承知のことと思いますが、いわゆる平成の大合併というのは、平成11年度から平成21年度末、平成22年3月まで国が多額の交付税措置、合併特例債や交付金という餌をぶら下げて、全国で協議がスタートしたいわば国策でございました。

平成の大合併によってそれまで平成11年3月末には、3,232あった市町村数が、全てを終息した段階で1,718まで減少したものでございます。

糟屋郡におきましては、福岡県の指針によりまして、私が町長職に当選した翌年度から、糟屋中南部6町の合併協議がスタートいたしまして、1年間以上かけて合併の是非を論議し、通常合併任意協議会から、法定協議会へと進む流れを、特例期限の平成21年度末が迫っていることから、法定協議会まで一気に進めようということになったものでございます。

そこで、糟屋自治会館内に、糟屋6町から事務方の精鋭を集め、推進事務局を立ち上げ、合併要件の整備や住民への周知するためのパンフレットの作成、そして議会の運営方法等の準備を進めるとともに、各町におきましても合併の是非について大いに議論がなされました。

平成19年12月21日6町一斉に、いわゆる法定協議会設置議案を議会に提案し、篠栗町議会におきましては、賛成6反対5にて可決、須恵町、志免町、宇美町、も同様に賛成多数で可決されましたが、最終的に粕屋町、久山町が否決され、法定協議会の設置はならなかった経緯がございます。

何が言いたいかと申しますと、法定協の設置議案を提出するまでの1年間は、糟屋6町の町長・議会・各町職員にとって大変重要な案件を協議した期間でございまして、合併協議はそれまでにない大きなエネルギーを費やした課題であったわけでございます。

本会議場にいらっしゃる3期目以上の議員の皆様も等しくそう思われているだろうと考えます。

そうしたことを考えると、この、議会の本会議場でなされる一般質問の項目の表題として合併_____という表現は余りにも、稚拙な表現であり、その時に携わった6町の町長や議会議員を初め、関係者の労苦をないがしろにするような不適切な表現であることを指摘しないわけにはまいりません。

この通告文を受け取られた議長、議会事務局に対しても、当時の関係者の1人として抗議するものでございます。

言葉じりをとらえて、こういうことを申し上げるのは大変好ましくないかと思いますが、横山議員におかれましては、品位ある篠栗町議会を、維持するためにも、この項目の表題を自ら適切な表現に修正されることをお願いいたしまして、答弁に入りたいと思います。

広域合併問題については当時、今後の地方分権時代を考えると、合併し、基礎自治体の規模を大きくすることが必要であるとの認識のもと、糟屋中南部6町が合併のための法定協議会設置に向けて協議を進めてまいったものです。

先ほど申し上げましたように、平成19年12月21日に糟屋中南部6町の議会で、法定協議会の設置について、同日に一斉採決され、残念ながら久山町と粕屋町の否決という結果になり、法定協議会設置には至りませんでした。

議決後も再度、町長会で6町合併に向けて協議を続けましたが、合併協議会への参加が困難な町があり、6町合併を断念し、当面、各町が個別に努力していくこととなりました。

その後は各町合併の機運が高まることなく、それぞれの町が自立した行財政運営を行う方向に推移しております。

篠栗町では「自立宣言」として「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年12月に策定し、実行することで自立した地方自治体として新たな一步を踏み出しているところでございます。そして、そのことこそが、議会初めとする町民の皆様方への説明だと確信するところでございます。

合併は将来的に全くないとは言い切れませんが、今は、篠栗町らしさを形づくる「地方ガバメントとしての自治」を確立することが、まずもって重要であると考えます。

そのような中で、篠栗町がいつまでも住み続けたい、訪ねたい町となるよう鋭意努力してまいりたいと考えております。

それでは2問目以降につきましては、担当課長から申し上げます。

○議長（阿部 寛治） 担当課長が入る前に、一言、横山議員私もあの、広域合併――というのが表現が不適切かなと、議長としても思いますので、後ほど修正を。

○議長（阿部 寛治） はい。

では、順次、課長の答弁を求めます。

○産業観光課長（栗原 俊孝） それでは、横山議員の（2）竹林整備ボランティア（3）篠栗エコウォークコースに関する御質問について、続けてお答えいたします。

まず、（2）竹林整備ボランティアについてですが、この事業は、まちづくりボランティア事業の一つとして、平成18年度から始まりました。

これまで、平成18年度は、大久保地区で3回実施し、延べ参加人員91名、平成19年度から20年度は、桐の木谷地区を計5回実施し、延べ参加人員98名、平成21年度は、カブトの森を2回実施し、延べ参加人員は77名、平成22年度から平成23年度までは、萩尾地区を計8回実施し、延べ参加人員は155名の参加をいただき、計6年の合計で実施回数18回の延べ参加人員421名、実施面積は1.63ヘクタールを整備することができました。

大変たくさんの方々に整備をしていただきまして、感謝いたしております。

しかしながら、参加人員も減少し、また竹林整備をするに当たり、その整備地域には、急傾斜地などの危険箇所も多く、参加者が負傷する危険性を考えますと、より安全で効率よく事業を実施することが必要でありましたので、平成24年度から、新たな事業として「篠栗町緑の自然環境再生事業」を行うことにしました。

これは、おおむね10年以上放置してある竹林、林内に十分な光が入らないため、下層植生が消滅またはその恐れがあり、森林の有する公益的機能が低下している竹林、滞在型観光地としての拠点に位置する粗放竹林を対象林地とした約5ヘクタールを広葉樹林とすることで、水源の涵養、土砂災害防止等の森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、粗放竹林を再生し、環境の森として保全することを目的としています。

平成24年度で1.83ヘクタール、平成25年度で0.7ヘクタール、平成26年度で0.8ヘクタールを整備し、平成27年度以降は、植栽林の保育事業を実施しています。

次に、（3）のささぐりエコウォークコースに関する御質問にお答えします。

篠栗町における豊かな自然を歩くことで、日常では見落としがちな、ふるさとの自然や歴史・文化を体験していただくことを目的として、平成18年度に12のウ

オーキングコースが開設されました。

その後、平成22年に森林セラピー基地篠栗が認定され、たくさんの方々に、篠栗町のセラピーコースを訪れていただけるようになりました。

しかしながら、当時、セラピーコースと、エコウォークコースが混在していたため、利用者の皆様に混乱を招くことになり、また、エコウォーク標識の老朽化及び紛失箇所が目立ってきていたため、セラピーコースに一本化することで、セラピーコースにおける案内看板の充実を図りました。そのことで、利用者の利便性を高めることにいたしました。

以上のような理由でささぐりエコウォークコースをセラピーコースに統廃合したものです。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい。

4 番目、はい、社会教育課長。

○社会教育課長（岡部 禎） それでは、横山議員の御質問、4 番目の町民体育館北側、マックスバリュー横の駐車場についてお答えします。

町民体育館北側の駐車場は、平成13年度に当時の建設課が、駐車場での利用目的で購入、翌年整備した後、社会教育課へ行政財産として移管され、現在に至っております。

この北側駐車場は、駐車スペースが18台ほどございまして、町民体育館のまわりと東側駐車場合わせて約100台ほどありますが、その予備的な駐車場として各種団体によるスポーツ大会、区のスポーツ大会、小学校の運動会など、多くの人が集まり、駐車場が足りない場合に利用されており、年間10回程度利用されている状況でございます。

現状の利用頻度は少ないものの、周辺住宅や、商業施設への迷惑、あるいは違法駐車などの苦情により、大会運営に影響がないように予備駐車場として活用しているところでございます。

今後は、施設利用の申し込み時に周知を徹底するとともに、駐車場の利用方法や、駐車場以外の利用を含め、さらなる有効利用を図れるよう検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問、どうぞ。横山議員。

○議員（横山 久義） 順次、再質問をしてみたいと思っております。

まず、最初、広域合併についてでございますが、まあ合併____と、ちょっと私も、気持ちが入り過ぎたかなと思うんですが、実はなぜ____とまで私が言うのかということですね、国主導、飴と鞭を使っての、いわゆる強引な合併を全国的に実施したということで、合併というのは一度やると、なかなかこれは失敗したから元に戻るということできません。

ですから、これは全国的にですね、今、合併したところのですね、いろいろうまくいっているところもあるでしょう。しかし、いや、合併するんじゃないかと、いうところも多々あるんじゃないかと思うております。

私は後者のほうが多いような気がするんですけども、そういうところもですね、やはり今後十二分に本音のところですね、調査を、いろんなところを聞いたらですね、勉強になるんじゃないかなと思うております。

それから三浦町長は、合併はできなかつた。だから、自分たちの町独自でこういう方針をやっているから、合併を、いわゆる、できなかつたことについては、そんなに触れなくてもいいんじゃないかということですけども、やはりあれだけのことで、力を入れてるわけですよ。

1年間、一生懸命やられたということですから、それについてのやはり顛末はですね。やっぱり町民にしっかりと、お示ししなけりゃいけない。で将来とも合併反対ではない。例えば、そういうふうな気運があればですね、例えば6町じゃなくても、2町3町でも、そういうふうなものがあつたら慎重にですね、やはりこう、やっつていこうという、そのためには、そこに行き着くまでには、独自のものを一生懸命やりますよってというようなことは、やはり町民に伝えるべきじゃないかかなと、それが親切じゃないかかなと思うておりますんで、これは、答弁してもらわなくて結構です。後は、三浦町長の良心に任せますんで、どういう方法で皆さんにお伝えするかということはお任せしますんで、ぜひお願いをしたいと思っております。

次、竹林整備のボランティアですけども、今の18年度からですね、細かに、いわゆる参加人員だとかですね、面積だとか、聞かせていただきました。

これ、本当に私も正直言って期待したんですよ。

というのは竹林の整備っていうのはですね、私も、竹林を少しは持ってますからわかるんですけども、一度整備したって、それで終わらないんです。

数年間放置しますと大体元に戻ってしまう、そういうやはり難しさがあるんですね、山林とはちょっとまた違う難しさがあります。

ですからそういうところの、まあ数年間やってですね、そういうところの難しさ

も勉強をしていただけたかなと。答弁はなかったけどですね。そういうのを、勉強していただけたら、根本的にやはり、今、24年度からですか、新たな制度でやっていますけども、竹林整備してですね、そのまま放置したら、もう4・5年たったら大体元に戻ってますんでね。

だから、本当の根本的な解決には、なかなかかなりづらい。ならどうしたらいいだろうかということで、正直言って、私も頭、痛いんですけども、それについての提案はですね、また、いずれの機会にでも、私なりの提案もありますんでね。それが実現できるかどうかは別として、それは提案させていただきたいと思うんで。

ただあの、ここで課長にですね、1点だけお聞きしたいのは、今まで4.6ヘクタール、ボランティアでやられていますね。

そのやられた後ですね、今どうなっているかということですね。見に行かれたことがあるかどうかだけお答えもらいたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 私でいいですか。

○議員（横山 久義） いいですよ。

○町長（三浦 正） すいません、私もほとんどのボランティアに参加いたしましたので、大変気になっておりました、見に行っております。

この竹林の整備に当たっては、それぞれ個人の所有者の竹林を整備したものであって、今お話のように、継続的な「このような整備をお願いしますよ」という意図を込めて、かなり整備を加えていったわけですけれども、整備を行いましたところ、4・5年たったところ、やはりまた元に戻っているところ、あるいはその後もずっとちゃんと整備をしていただいているところ、というのがあるのは事実でございます。

○議長（阿部 寛治） はい。横山議員。

○議員（横山 久義） それが本当のところだと思うんですよ。

だから、そういうことから竹林整備の難しさをですね。まず、担当課長は学んでいただきたい、そして本当に効果のある対策をですね、やはり考えて、まあ私も、あんまり知恵はでないんですけども、今度、次かその次かわかりませんが、提案させて頂こうかなというふうに思っております。

次は、ウォーキングコースですけども、これは、私が町長になる前の段階でですね、規模は小さかったかもしれませんが、平たん地でやられたと思うんですけども、4コースかなんか、それくらいだったと思うんですけどね、やられたことあるんで

すよ。でも、自然消滅しております。

その札を1枚、私見たことあるんですよ「これはなんですか」ってきいたことあるんですね。

結局、特に平たん地はですね、ウォーキングコースをやるということはね、難しいと思う。なぜかという道がたくさんあるじゃないですか。で、そこを町外の方にこう「ここからここを行って下さい」って言っても行きませんよ。まあ、町内の方ですね、平たん地はですね。そして例えば、朝夕のジョギングかウォーキング、まあ私もウォーキングたまにはしますけども、それもですね、決められたところは絶対に行きません。自分で決める。その日の自分の体調に合わせて、今日はちょっと短めにしようとかね、また同じところばかりだったらあきるから別のコースを回ろうとか。

ただそれでいいと思うんですね、平たん地の場合はですね、ただそこで注意しなければいけないのは、そういうウォーキングなんかやるときに、安全であるような道にしてもらいたいと、そのことを心がけてもらえばいいんじゃないかなと。

だから恐らく、このことで、まあ担当課長はなかなかね、検証して反省しておりますとは言われんからですね、あれやと思うんですけど、結局、森林セラピーの旧道路と重なるということですね、それは山間部が主ですからね。

だから「平たん部は入ってません」というのはやっぱりそれは反省の上で、それを抜けたということじゃないかなと思うんですよ。

そういうことをやっぱりしっかりとね、反省するところは反省して、検証するところは検証して、次に生かすということですね、やっていただければと思っております。

それから、これは答える必要はないんですけども、ちょっと枠から離れますからね、森林セラピーの道路ということですけど、私も6年前に担当課でですね、森林セラピーのいわゆる、あれ、申請して認可を受けるときにですね、医学的な調査だとか確かあったと思うんですよ。

医学的な調査をやって、この道路のここから、いわゆる山道ですけどね、ここはいわゆる認定を受けておりますとかそういうのを聞いたことがあります。2本か3本かですね。「そこまで行く間はどうなの」と聞いたら「これはマイナスなんですよ」というような説明もあったんですけども、でも、この、森林セラピーの道路マップ見るとですね。それらも一緒になってるんですね。それが本当だと思うんですよ。ていうのは、森林にセラピー効果があることはわかってるわけよ。

ですから、ここで答えにくいと思いますけども、いわゆる認定を受けるにはですね、そういうふうなことを踏まないとできなかつたんじゃないかなと。これ私の推論ですけどね。

だから、あとはもう、森林セラピーということですね、ひとまとめにしてやってもらっても構わないと思います。で、その中には「九大の森」もですね、もう今度新しく加わっていると。ただ「九大の森」、私のところにも東京の方からいろいろ問い合わせあるんです。結構ですね「九大の森」は有名になっております。

そのことによって、地元では苦情も出てるんじゃないかなと思うんですけども、ただ「九大の森」で有名なのは、どっちかって言ったら、森じゃなくて、池のほうなんですね。だから、そういうところも含めてもっともっと、あの価値を高めるようなですね、努力をしてもらえばいいんじゃないかなというふうに、まあこれも要望で終わっておきます。

それからの最後、再質問よりか、要望で終わりよりですけどね、駐車場ですけど、まあ、私がね、6年ぐらい前になりました。地元の体育祭が町民体育館でありました。その時に、同じ日に小学校のグラウンドはですね、新町区が運動会をやりました。当然、かちあってるわけですから、ものすごく駐車スペースがないような、そのときでもね、この問題の駐車場は開いてなかったんですね、そのイメージがものすごく強いから、当然、それから以降、あそこに車がとまっているのを見たことないからですね、ぜひもっと有効利用ですね、していただきたいな、というのがですね、かつての所有者にお願いするときはですね「町民体育館には、駐車場スペースが少ないからぜひお願いしたい」と「町民体育館の駐車場のスペースとして使わせてもらいたい」というお願いで、あそこを快く応じてもらってるわけですよ。

だからそのかつての所有者の方が、いつも閉まっているのを見てねどう思われるのかということ、そういうこともやっぱり今後、行政を進めていく上にはですね、やはり配慮していただきたいなと。ですからまあ私も、あそこ、ちょくちょく見ますんで、よろしく願いしときます。

あとは、要望で終わるときでするので、以上で一般質問を終わります。

○町長（三浦 正） 発言の機会をいただけたら頂きたいんですが。

○議長（阿部 寛治） では許可します。

○町長（三浦 正） 合併のことについて、もう答えなくていいよっていうことでございましたけれども、あえて私のほうから申し上げたいのはですね、毎年の施政方針の中でですね、これは21年3月からずっと現在に至るまで継続して、必ず申し

上げている同じような内容であるわけですが、その中で例えば21年3月の施政方針の中で、ちょっと文面を読まさせていただきますと「昨年まで我が町を含む糟屋中南部6町の合併問題は重要課題であると申し上げてまいりました。新法期限の平成22年3月までの合併は断念しましたが、より効率的な行政運営と分権時代に入った公共サービスを考えるときに、合併問題は、再度深く検討する時代が来ると考えます。そのときに、周辺の自治体が、篠栗町とぜひ一緒にやりたいと握手を求めてくるような、そのような個性ある自治体にならないと考えております。そのためにも篠栗らしさを保持しながら、新時代を迎えたときに他町の職員に負けないようにしっかりと仕事のできる職員の人材育成に引き続き取り組んでまいります。」というような結びを言うておるわけですが、同様の内容を年度ごとの施政方針のときは、申し上げているところでございます。

そういうことで、今後とも、将来像というのはわかりませんから、そのときには、しっかりと、握手を求められたときには、自信を持って検討に入れるような自治体を目指したいというふうに思っているところも、含みおきいただければと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（阿部 寛治） いいですか、はい。

○議員（阿高 紀幸） _____

○議長（阿部 寛治） _____

○議員（阿高 紀幸） _____

○議長（阿部 寛治） _____

○議員（阿高 紀幸） _____

○議長（阿部 寛治） _____

○議員（荒牧 泰範） _____

○議長（阿部 寛治） _____

○議員（荒牧 泰範） _____

○議長（阿部 寛治） _____

続きまして 質問順位 8 番。田辺弘之委員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号 2 番、田辺弘之でございます。

私、最後ですので、もう少し御辛抱ください。

本日は、通学路の安全対策について質問いたします。

5 年前に、全国的に通学路の点検が行われました。

これは、平成 24 年 4 月に京都府亀岡市で発生した登下校中の児童等の列に、自動車が突入する事故を始め、登下校中の児童などが死傷する事故が連続して発生し、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路において、交通安全の確保に向けた緊急合同点検が実施されました。

その点検実施状況は、平成 24 年 11 月末時点では、全国で点検実施学校数が 2 万 1 6 0 校、点検実施箇所数が 8 万 1 6 1 カ所で、そのうち、対策必要箇所数は 7 万 4, 4 8 3 カ所、同じく、福岡県では、点検実施学校数が 7 7 7 校、点検実施箇所数が 2, 9 2 8 カ所、対策必要箇所は同じく同数の 2, 9 2 8 カ所となっております。

この結果を受けて、翌年、平成 25 年 5 月に対策箇所図等の状況の公表がなされ、通学路の安全確保について、地域で認識を共有する観点から対策内容が取りまとまった市町村において対策必要箇所及び対策内容を示した箇所図及び箇所一覧表を作

成し、ホームページ等で公表されました。

公表済み学校数は全国で1万4,715校、福岡県では641校の対策箇所図等の公表状況がなされました。

篠栗町でも、町内の4つの全小学校で18の点検箇所数で同じく18の対策必要箇所数の公表がされ、町のホームページで、通学路の、緊急合同点検結果が、閲覧でき、その内訳は、篠栗小学校で3カ所、萩尾分校で4カ所、勢門小学校で5カ所、北勢門小学校で6カ所の計18カ所となっております。

通学路を初めとする、町の安心安全の向上のためには、さまざまな取り組みが必要だと感じております。

今後、より安全な通学路を確保するために関係すると思われる点について質問させていただきます。

まず1点目に、町としてもっと子供たちに、通学安全を図るために、児童や保護者に通学路を周知させるために、通学路交通安全プログラムを定期的に行ってはどうでしょうか。

1例として、千葉県木更津市では、平成26年より、木更津市通学路交通安全プログラムを策定し、市内の小学校二つのグループに分けて、2年に一度定期的な合同点検の実施をもとに効果的な対策を検討し、ハード、ソフト両面の措置を、実施、点検の結果については、対策一覧表と箇所図を公表することになっております。

2点目は、スクールゾーンについてです。

スクールゾーンとは、急増する交通事故から園児・児童等を地域ぐるみで守るために、昭和47年春の全国交通安全運動において提唱されたもので、小学校を中心とするおおむね半径500メートル程度を範囲とする交通安全対策強化ゾーンのことです。

平成14年度文部科学省交通安全業務計画については、安全な道路公共交通環境づくりの促進の項目に、通学・通園中の交通事故防止するため、学校及び教育委員会は、通学・通園時を、定期的に点検し、この結果に応じて適切な処置をとるとともに、警察、道路管理者等の関係機関に対し、通学通園路の交通安全施設の重点的な設備、スクールゾーンの設定等、学校周辺の交通規制の拡大等について働きかけること、と定めております。

そこで、スクールゾーンについて、町の設定状況と今後の予定はどうなっているのかをお尋ねいたします。

3点目は、ゾーン30などの設定を考え、子どもたちに、より安全な交通安全対

策強化を図ることができないでしょうか。

ゾーン30とは、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした、交通安全対策の一つです。

区域を定めて、時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制いたします。

警察庁では、平成28年度までに、全国的に約3,000カ所に設定するという目標を掲げておりましたが、その前年度には47都道府県で3,105カ所が設定され、その結果、人身事故が、3割減少しているとのことでした。

隣の須恵町においても、須恵3小学校においてゾーン30標記が設置されました。

そこで、このゾーン30などの安全対策地域がふえることは登下校時だけでなく、子どもたちの安全に大きく寄与するものだと思いますが、町はどのようにお考えか、所見を伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を。

はい教育長。

○教育長（西 邦彰） それでは、田辺議員の通学路の安全対策の御質問にお答えいたします。

田辺議員の御指摘のように、全国的に登下校中の児童生徒が死傷する交通事故が、多く見聞され、その都度、学校においては、安全指導を繰り返し行っているところでございます。

教育委員会では、登下校時を初め、通学路における児童生徒の生命身体の安全を守ることは、最優先に行うべきものと考え、通学路における子どもの安全確保のために、次のような三つの取り組みを小中学校で行っております。

1点目は、防災や交通安全にかかわる「学校安全に関する全体指導計画」の作成と、計画的な実施でございます。

全体指導計画は、地震・火事などの避難訓練や4月当初における通学路の確認、交通安全教室や自転車教室の開催、毎月の交通安全指導の実施など、学校における安全教育を1年間にわたって実施するための教育計画でございます。

小学校新1年生について御紹介しますと、入学前、2月の入学説明会において、保護者の方へ通学路と危険箇所の説明を行い、入学前に、親子で通学路の確認をしていただくようお願いをしております。

4月の入学後は2週間から3週間にわたり、教職員の引率による下校指導を行い、横断歩道の渡り方や、車の往来が頻繁な箇所、スピードを出すなどの危険箇所の確認や安全な行動の仕方について指導を行っております。

また、交通安全教室では、県警の方から、子どもの交通事故の実際や、交通ルールやマナーを教えていただき、安全な横断歩道の渡り方や、歩道の歩き方などの交通行動を体得させているところでございます。

2点目は、見守り隊を中心とした地域の方々、PTA、教職員の協働による通学路の安全確保でございます。

見守り隊の活動については、3小学校区で約230名の方に、毎日交通安全のために活動いただいております。

PTAや教職員においては「学期初めの1週間」「月始め」「毎週月曜日」など、学校によって違いはありますが、交通危険箇所での安全指導を行っていただいております。

また、教育委員会では「青パトによる各小学校区の巡回」活動を、児童の登下校に合わせて実施し、安全確保に努めているところでございます。

3点目は、学校関係者と行政の協働による通学路の安全確保対策の推進でございます。

PTAの地域委員さんや、地域の方々から、地域集会などで、危険箇所や改善の要望を毎年出していただいております。

教育委員会としては、改善要望を、教育委員会で対応できるものと、篠栗町交通安全対策会議で、対応するものにと精査し、篠栗町交通安全対策会議において、対策が必要な箇所の検討、対策案の策定、対策の実施を通して、より安全な通学路の確保を目指しております。

御質問の、通学路、交通安全プログラムの定期実施、スクールゾーンの状況、ゾーン30の設置につきましては、篠栗町交通安全対策会議を主幹しております都市整備課課長がお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

教育委員会におきましては、今後とも、PTAや地域の皆さんと協力しながら、子どもの安心安全を守っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 田辺議員。

まだ答弁者がおる。はい都市整備課長。

○都市整備課長（久芳 良行） それでは、田辺議員の通学の安全対策について3つ

の御質問に対してお答えいたします。

まず、質問の1番目「町としてもっと子どもたちの通学安全を図るために、児童や保護者に通学路を周知させるために、通学路交通安全プログラムを定期的に行ってはどうか。」にお答えいたします。

本町では、平成27年2月12日付け、福岡県道路維持課より「通学路の交通安全の確保に向けた、継続的な取り組みの徹底」について依頼を受けております。

その依頼に対しまして、平成27年度より、交通安全対策会議を立ち上げ、その中で、通学路交通安全プログラムを策定し運用を行っております。

プログラムの基本的な考えとして、継続的な通学の安全確保を図るため、合同点検の継続、対策実施後の効果の把握、対策の改善、充実などの取り組みを繰り返し行い、通学路の安全性の向上に取り組むこととしております。

次に、議員の質問の中にありました。

18カ所の対策必要箇所の対応はおおむね終了しております。

新たな箇所の要望の把握など、プログラムに沿った取り組みを行っております。

次に、2番目の質問「スクールゾーンについて、町の設定状況と今後の予定はどのようなになっているか」についてお答えいたします。

スクールゾーンの設定につきましては、警察と道路管理者である町と協議し、認定するものです。

現在、篠栗町の萩尾分校を除く、小中学校の全て、半径500メートルが指定済みとなっております。

最後の3番目の質問「ゾーン30などの、設定などを考え、子どもたちのより安全な交通安全対策強化を図ることができないか」についてお答えいたします。

ゾーン30の指定につきましては、地元住民、町、警察、それぞれの申し立てにより協議を行い、公安委員会が意見決定することとなっております。

ゾーン30指定には、指定する地域は原則、周囲を2車線の幹線道路に囲まれていることや、指定するエリア内にある2車線の道路の中央線を取り除き車線がない道路にすることなどの要件があります。本町の現状にはいささかそぐわないように思われます。

そこで、本町の通学路の安全対策強化を図るために、1問目の質問にありました通学路交通安全プログラムによって把握した危険箇所などに、カラー舗装やガードレールなどの早期整備・改善をすること、あわせて、時間滞の一方通行などの規制やゾーン30に準じた規制の要望を警察に行うことなどを検討し、通学路のさらな

る安全確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 田辺議員。再質問、はいどうぞ。

○議員（田辺 弘之） 実際の町のホームページ見てみますと、通学路も、この5年前に点検したのがそのまま載ったままで、この危険箇所、全部見直しているとありますけども、この通学路交通安全プログラム自体の内容とかいうのも、例えばホームページに掲載するとか、具体的にこうなんですよとか、こういうことを検討しましたよということを公表することができるんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（久芳 良行） 今、議員の御指摘のとおり、このプログラムの中に、この箇所等を公表するよということになっておりますが、今のところ、ホームページの整備ができておりませんので、これをホームページに、早期整備を行いまして、掲載したいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） もし公表するおりは、今はPDFなんかで開くんですけども、JPEGで図でぱっとわかるとか、通学路に関しては、わかりやすいように、一目で、だれが見ても、その場でわかるような、感じでお願いできますでしょうか。

これ、要望でいいです。

それから、ゾーン30は、法的にちょっと厳しいとありました。またカラー歩道とか、そういうことをやっていくとありますけど、ほかにハンプとか、見かけ上、減速するなんていうんですかね、線を引くとか、狭さくとかいうのをやっぱりお願いしたいと思います。

毎月15日に挨拶運動で、私も地域の方と一緒に立っています。

児童が来て、向こうから歩いてくるんですけども、やっぱり歩道の線を引いてるから子どもたちもね、そっからはみ出てしまう。

車も大概の方が、ゆっくり走ってくれるんですけど、中には気付かずにスッと横に入って、わっ危ないということも何回もありますので、できるだけやっぱり子どもことを考えていろんな対策を練っていただきたいと思います。

教育長に質問があるんですけども、ここに、PTAとかいろんなことを連携してやっていきたいとありました。

実は、小学校に行ったときに、私関わったんですけども、10数年前に、PTAで、通学路を「こうやったら危ない箇所」って作ったんですね、何で作ろうと思っ

たかといったら、小学校から1年生でもらったときがですね。親はわかるんですけども、子どもがなかなかそれ見てもわかんない。

だから、私も関わって作りまして、子どもにも小学校1年生にこれやったらわかるとかいって悪魔のマークをつけるとか、ここ危ないんだよというのを、子どもにも全部見せながら、親にも見せながらいろんなことを工夫してあったですね、10数年前につくった通学路の危険箇所がですね、今でもそこに貼ってありました。

これはですね、ブームといったらおかしいんですけども、PTAの広報紙で、どんどん取り上げようとして、福岡県下で、結構広報紙に通学路安全をやるようお願いがありました。

だから、親に周知も大切ですけども、まず子どもがわかるように、そういう周知ができないかということと、あと小学校1年の時はものすごくたくさんいろんなことを教えてもらうんですけども、今見てると、中学生ぐらいになると、毎年夏休み前に、夏休みの安全ということで、中学校でやるんですけども、そこでやっぱり先生たちとかPTAの方とお話しすると「通学路がほとんどわかんない」という方がたくさんいる。

だから、小学校1年とかはじめは手厚くやるんですけども、その後のフォローをどういうふうにこれからやっていくかを、お聞きしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい。 教育長。

○教育長（西 邦彰） ただいま、田辺議員の御質問でありました「子どもへのその周知」っていうことと、それから「中学生における通学路の安全確保等」についてお答えいたします。

これからの学校とまた地域における交通安全教育に求められますのは、子どもたち自身が、危険を予測し、自らの安全を守れるように育むことだというふうに考えております。

そのためにも、学校・地域・家庭が共同して安全教育を進める必要があるものと考えているところでございます。

そう言った意味におきましては、先ほど田辺議員が御指摘されましたように、子どもたちへの交通安全マップの、子どもたちにわかりやすいように、さらに設置をするとか、また、学校で実際に子どもたちと、体験活動を積み重ねながら、安全の意識を高めていくとか、そういった安全教育の推進、さらにそれを保護者の方、地域の方と一緒に進めていくっていうことは、もう、ぜひ進めてまいりたいと思っております。

さらに、御指摘のように中学生になりますと、なかなか交通安全教育がおろそかになっております。この件につきましても、学校、中学校等においては、4月当初に、通学路の安全確認とか、月ごとの指導は生徒会等を中心に行っているところですが、さらに、中学校のPTAや、そして、教職員も含めた形ですね、子どもたちの通学における安全安心の確保のために高めてもまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） あわせて、地域で、見守り隊の方も一緒にそこで立っているんですけども、その方も「通学路どこやったかな」とかありますので、地域の方にも、そういう青少年とか、そういう方も、通学路がわかるように配慮をよろしくお願いします。ことを要望して、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） これをもちまして散会といたします。

散会 午後 2時00分

平成29年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月15日(採決)

平成29年 第3回 定例会 会議録

日時 平成29年9月15日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古屋宏治	2番	田辺弘之	3番	栗須信治
4番	山田眞士	5番	村瀬敬太郎	6番	今長谷武和
7番	横山久義	8番	大楠英志	9番	阿部寛治
10番	松田國守	11番	阿高紀幸	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	西邦彰	総務課長	大塚哲雄
財政課長	立花博友	会計課長	黒瀬英三
まちづくり課長	三明祐治	税務課長	山口茂幸
収納課長	松岡秀策	住民課長補佐	大内田幸介
健康課長	浦上利浩	福祉課長	井上勝則
産業観光課長	栗原俊孝	都市整備課長	久芳良行
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	野寄勇
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	岡部禎

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では、村嶋住民課長が公務のため欠席しております。大内田補佐が代理出席しております。

本日の日程に入ります前に、9月7日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

横山議員の一般質問において、「広域合併____のその後について」の____を削除し、併せて、阿高副議長と荒牧議員の発言の取り下げを行っております。

その他、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

また、議員提案で意見書案が2件、提出されましたので、本日の議題といたします。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第48号「町道の路線一部廃止について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第48号「町道の路線一部廃止について」

本議案は、篠栗北地区産業団地に隣接する当該路線（和田地区47号線）の一部を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

本路線の当該区間は、篠栗北地区産業団地の開発により、国道201号に接道する新たな路線により分断されることや、開発区域の隣接道路として取り扱うため、県が指導する都市計画法に基づく開発行為等の審査基準となる6メートル以上の幅員を確保することができないため、沿道の管理用道路としての機能は残して、路線を廃止するものです。

審査の中で、「廃止後残存部分の終点の形状や産業団地開発後の新設道路の利用形態はどうなるのか」といった質疑がなされ、執行部からは「終点部については既

存のとおり国道に接道し、新設道路については、完成後町道認定を行うため、通常の道路としての利用が可能であること、併せて時間帯により渋滞が見られる県道猪野篠栗線の迂回路としての機能が期待でき、渋滞の解消も見込まれる。」との回答がなされました。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第2、議案第49号「平成28年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第49号「平成28年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度篠栗町一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 98億2,949万3,744円、歳出総額 94億7,414万2,318円、歳入歳出差引額 3億5,535万1,426円であります。

翌年度へ繰り越すべき財源は、継続費通次繰越額 1億1,145万1,000円、繰越明許費繰越額 1,338万6,000円、実質収支額は2億3,051万4,426円であります。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされております

ので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第3、議案第50号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第50号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 36億1,658万4,581円、歳出総額 37億4,115万4,266円、歳入歳出差引額 マイナス1億2,456万9,685円です。

翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は、マイナス1億2,456万9,685円であります。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

す。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第4、議案第51号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第51号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 3億7,126万8,010円、歳出総額 3億6,886万7,950円、歳入歳出差引額 240万60円であります。

翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支は240万60円であります。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第5、議案第52号「平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第52号「平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 7,948万840円、歳出総額 5,013万6,840円、歳入歳出差引額 2,934万4,000円です。

翌年度へ繰越すべき財源は、継続費通次繰越額 2,934万4,000円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第6、議案第53号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第53号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う欠損金を平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業欠損金処理計算書のとおり処理し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、下水道事業会計、収益的収入額（税込）7億8,370万2,208円、収益的支出額（税込）7億9,114万7,120円、当年度純損失（税抜）566万4,357円、前年度繰越利益剰余金 468万7,730円、当年度末処理欠損金 97万6,627円であります。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定を求められた、欠損金 97万6,627円、繰越欠損金 97万6,627円、処理後の自己資本金は、4,651万4,075円です。

次に、資本的収入額（税込）3億2,176万5,500円、資本的支出額（税込）4億3,916万1,348円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する1億1,739万5,848円は、過年度損益勘定留保資金8,349万3,027円及び引継金3,390万2,821円で補填しております。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされております

ので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第7、議案第54号「平成28年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第54号「平成28年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を、平成28年度篠栗町水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成28年度篠栗町水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計、収益的収入額（税込）4億8,099万7,919円、収益的支出額（税込）4億9,397万6,705円、当年度純損失（税抜）1,638万4,226円、前年度繰越利益剰余金 1億9,299万9,865円、その他未処分利益剰余金変動額 1,995万1,659円、当年度未処分利益剰余金 1億9,656万7,298円です。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定を求められた、剰余金処分 1,995万1,659円、自己資本金への組入 1,995万1,659円、処分後の自己資本金 16億5,807万5,336円、資本剰余金の残高 92万6,168円、繰越利益剰余金の残高 1億7,661万5,639円です。

次に、資本的収入額（税込）0円、資本的支出額（税込）1億4,615万1,599円、法第26条の規定による繰越額 1,643万3,280円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する1億4,615万1,599円は、当年度消費税資本的収支調定額 340万5,440円、過年度損益勘定留保資金 1,489万6,040円、当年度損益勘定留保資金 1億789万8,460円、及び減債積立金 1,995万1,659円で補填しております。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第8、議案第55号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第55号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,122万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ97億8,795万7,000円とするものです。

歳入では、地方特例交付金 786万4,000円の増、地方交付税 2,753万6,000円の減、国庫支出金 689万3,000円増、県支出金 223万1,000円増、繰入金 1,465万6,000円増、繰越金 5,051万4,000円増、町債 6,660万円増。

歳出では、総務費 1,057万1,000円の増、民生費 856万6,000円の増、衛生費 18万4,000円の増、農林水産業費 1,079万円の増、商工費 78万9,000円の増、土木費 6,004万円の増、教育費 1,562万6,000円の増、諸支出金 1,465万6,000円の増。

また、債務負担行為につきましては、森林保全再生整備計画に基づく、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御などを図るための鳥獣害防止施設などの整備事業に伴う当町の負担金について、期間を平成29年度から平成31年度までとし、限度額215万円の債務負担行為を行うものです。

地方債では、自然災害防止事業債において起債の限度額4,800万円を、緊急防災・減災事業債において500万円を、防災基盤整備事業債に1,360万円追加されております。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第56号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第56号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,416万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,652万3,000円とするものです。

歳入では、国・県交付金等の額の決定により予算整理するものが主なもので、特に療養給付費交付金を6,465万7,000円追加するものです。

歳出では、28年度療養給付費等の精算に伴う償還金5,458万2,000円の追加が主なものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第57号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第57号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ916万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,699万4,000円とするものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料、滞納繰越分を660万9,000円追加するものと、繰越金を239万9,000円追加するものが主なものです。

歳出では、平成28年度の保険料・滞納繰越額の歳入確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金900万6,000円の追加補正と過誤納還付金16万1,000円が主なものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第11、議案第58号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第58号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予

算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,465万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,764万8,000円とするものです。

補正内容は、当該予算において県道側調整池からの雨水排水路となる津波黒区水路保護のための設計業務委託費用529万2,000円と、詳細設計における地質調査業務委託費936万4,000円を補正するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされていますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第58号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第12、選挙案第1号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

選挙案第1号を事務局長に朗読させます。

佐伯議会事務局長。

○事務局長（佐伯 和久） 選挙案第1号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について」

地方自治法第118条並びに組合同規約第5条及び第6条第1項の規定により、組合議会議員1名の選挙を求める。

平成29年9月5日提出、篠栗町議会議長 阿部 寛治

（提案理由）

平成29年10月24日をもって、任期満了となるため。

以上です。

○議長（阿部 寛治） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名推選については、申し合わせにより、議長が指名いたします。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に、三浦 正 氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました、三浦 正 氏を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名しました、三浦 正 氏が、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と決定しました。

それでは、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の氏名、住所、生年月日を申し上げます。

氏名；三浦 正

住所；糟屋篠栗町大字尾仲38番地

生年月日；昭和29年8月21日

以上でございます。

日程第13、意見書案第1号「全国森林環境税の創設に関する意見書」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、意見書案第2号「道路整備に必要な予算確保に関する意見書」を議題といたします。

本案も議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 平成29年第3回定例会の閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

人事案件1件、町道の路線一部廃止について1件、平成28年度一般会計、特別会計の決算の認定について4件、流域関連公共下水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定、水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての2件、一般会計及び特別会計における平成29年度補正予算4件の上程いたしました12議案について、可決・承認いただきましたことに感謝申し上げます。

また、本日、選挙案第1号にて糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙において、私を引き続き議員としてご指名いただき感謝申し上げます。

今後とも当財産組合の健全運営のために努力してまいります所存でございます。

何とぞよろしくお願いいたします。

また、ただいまは、意見書案第1号「全国森林環境税の創設に関する意見書」を議員全員の皆様の発議にて原案とおりに決定されました。

篠栗町をはじめ、糟屋地区市町長会においても、全国森林環境税の早期創設を願う期成会にも参加し、森林環境税の賛成の意を表明しているところでございます。

国においては、「森林環境税、これはまだ仮称でございますが、この創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されており、今年度を外すと後がない、言わば「待ったなし」の状況でございます。

実施期間の延長が見込まれる福岡県森林環境税と合わせて、我が町のように森林を有する市町村のために、森林整備に係る安定財源確保の実現に向けて、私ども市町村長も全力を傾注してまいります。

よろしくお願いいたします。

また、意見書案第1号と同様に、議員全員の皆様の発議によって決定されました意見書案第2号、「道路整備に必要な予算確保に関する意見書」についても、意見書と同様の趣旨の下、私ども糟屋地区市町長におきましても、道路整備に必要な予算確保に向けて、皆様とともに国に対して強く求めてまいることが約束いたします。

平成28年度決算特別委員会の席において、多くの議員の皆様から、国、県との情報交換を密にして、国・県補助対象事業をできるだけ引き出すための努力をするようにとのご意見をいただきました。

本定例会の諸情勢報告の際にも申し上げましたが、代表監査委員からも「町が実施しようとする事業の趣旨に合った国・県の補助事業がないかを調査し、積極的に取り入れるようにされたい」との意見をいただいております。こうしたご意見を踏まえて、私はじめ職員一同、更に努力してまいり所存でございますのでよろしくお願いいたします。

昨年の第3回定例会においても申し上げましたが、年度の継続性を重視していく中で、翌年度以降に篠栗町が取り組むべき課題を検討する時期に来ております。

町執行部では10月から各課において素案をまとめ、来年1月までに平成30年度の事業項目案を固めてまいりますので、議員各位におかれましては、議会の場に限らず、各課にお立ち寄りいただきまして、日頃からのお考え、町の課題についてのご意見を賜ればありがたいと存じます。

重ねてよろしくお願いいたします。

最後に、今後とも町職員一丸となって、篠栗町の諸課題の解決と自主財源の拡大を目指して努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては引き続きご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、篠栗町議会平成29年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間のご審議誠にありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、平成29年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

阿高 紀幸

篠栗町議会議員

松田 國守
